

資料 3 4 - 1

平成26年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可について

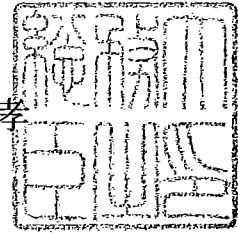
(諮問第1099号)



諮問第1099号
平成26年3月28日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 新藤 義孝



諮問書

日本郵便株式会社代表取締役社長 高橋 亨から、平成26年2月17日付け日総務環第124号により、平成26年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金に関し、当該寄附金の寄附目的に係る団体でお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「法」という。）第7条第3項の規定による寄附金を配分すべきもの及び当該団体ごとの配分すべき額の決定並びに同条第4項の当該配分に係る寄附金の使途の適正を確保するために当該団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、別添のとおり、同条第5項の規定に基づく認可の申請があった。

これらについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、法の規定に適合しており妥当なものであると認められる。よって、同条第5項の認可をすることとしたい。

上記について、法第11条の規定に基づき諮問する。

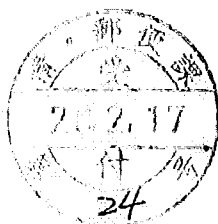
審査結果

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
取りまとめた寄附金から控除される次の費用が妥当であること ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金のとりまとめのため日本郵便株式会社（以下「会社」という。）において特に要した費用 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度）（法第7条第2項）	適	会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金公募の周知費用（周知用チラシ、新聞広告掲載料）等を計上しているところ、当該費用の額は、適切に積算されていることから、妥当なものと認められる。 また、会社は、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、当該費用の額は、適切に積算されていると認められ、かつ、法第7条第2項に定める限度額を超えないものであることから、当該費用の額については、妥当なものと認められる。 ※今回の寄附金の配分に当たって会社が控除する費用（注：万円未満は四捨五入） ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用 （ア）使途 寄附金公募の周知費用（周知用チラシ、新聞広告掲載料）、業務委託費等 （イ）金額 1,918万円 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等

審査基準	審査結果	理由
		(イ) 金額 8 7 3 万円 ※法第 7 条第 2 項で定める上限 (寄附金額 5 億 8, 2 2 2 万円 の 1 0 0 分の 1. 5 に相当する 額: 8 7 3 万円) の範囲を超えていない。
寄附金が、社会福祉の増進を目的とする事業等の法第 5 条第 2 項各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てられていること。 (法第 7 条第 3 項)	適	配分団体の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請団体の資格及び法第 5 条第 2 項各号に掲げる事業を行う団体か否かについての内容審査を行った上で公募時に公表している審査基準に則って、社外有識者から構成される審査委員会で審議等を経て付された優先順位に従って決定している。 配分団体ごとの配分すべき額の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請額を基本として審査委員会が必要に応じて行う査定に基づいて決定していることから、審査の過程については、公正であると認められる。以上より、配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額の決定は妥当なものと認められる。
配分に係る寄附金(以下「配分金」という。)の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (法第 7 条第 4 項)	適	配分団体が守らなければならない事項は、配分金の使途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等を定めており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、妥当なものと認められる。
配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項が定められていること。 (法第 7 条第 4 項)	適	監査に関する事項は、監査に応ずる義務、監査の実施時期、監査の実施方法を定めており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、妥当なものと認められる。

(別添)



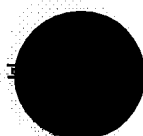
日総務環第124号
平成26年2月17日

総務大臣

新藤 義孝 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長 高橋



平成26年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付
お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）第7条第5項及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和33年政令第279号）第3条の規定に基づき、平成26年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守らなければならない事項及び配分金の用途についての監査に関する事項について、認可を受けたいので申請します。

1 配分団体及び配分額

別添1のとおり

2 配分団体が守らなければならない事項

別添2のとおり

3 配分金の用途についての監査に関する事項

別添3のとおり

平成26年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額について

配分団体総数 297団体 配分額総額 604,022,000円

(1) 一般助成(273団体 507,429,000円)

①社会福祉の増進を目的とする事業(215団体 396,181,000円)

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 市民と共に創るホスピスケアの会	060-0061 北海道札幌市中央区南1条西16丁目1-245 レベ'ン'ビル3F	がん患者・家族が自分らしく生きることを支えるためのサポートの充実を図る事業	825,000
特定非営利活動法人 北海道障がい者乗馬センター	064-0945 北海道札幌市中央区盤渓256-2	障がい者乗馬施設の利便性向上のための改修事業	2,650,000
公益社団法人 北海道ろうあ連盟	060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目道民活動センタービル4F	聴覚障害者の情報保障及び福祉向上のための映像機器の整備事業	793,000
特定非営利活動法人 ホップ障害者地域生活支援センター	065-0020 北海道札幌市東区北20条東1丁目5-1 大西ビル1階	障害者の移動に関する支援拡充のための事業立ち上げマニュアル制作事業	500,000
特定非営利活動法人 日本SNS推進機構 北海道支部	062-0931 北海道札幌市豊平区平岸1条7丁目2番25-301号	地域要介護世帯の除雪支援のための地域コミュニティ再構築事業	500,000
特定非営利活動法人 さっぽろ福祉支援ネット あいなび	005-0034 北海道札幌市南区南34条西11丁目2-12	認知症の方や家族のための認知症カフェ（オレンジカフェ）活動事業	500,000
特定非営利活動法人 あずまし家	005-0002 北海道札幌市南区澄川2条4丁目7-7	就労継続支援B型シフォン亭ほやほやの商品宅配、メンバー送迎、緊急時対応車両の増備事業	1,100,000
社会福祉法人 後志報恩会	047-0156 北海道小樽市桜4丁目6-2	障害者支援施設大江学園の利用者通院・外出・送迎用車両の更改造業	1,670,000
社会福祉法人 新生会	071-8144 北海道旭川市春光台4条10丁目	障害福祉サービス事業所（就労継続B型事業）ほっぷすてっぷの就労支援用車両の更改造業	800,000
特定非営利活動法人 グループホームいちご畑	071-8122 北海道旭川市末広東2条13丁目1番10号	「グループホーム（認知症対応型共同生活介護）」の通院・外出・送迎用等車両の更改造業	1,232,000
特定非営利活動法人 せたな共同作業所 ふれんど	049-4816 北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町729番地1	せたな町の障害者の就労支援の作業拡充のための改修事業	2,186,000
社会福祉法人 日高町社会福祉協議会	059-2121 北海道沙流郡日高町門別本町12番地の27	人工透析患者送迎サービス事業のための送迎用車両の更新事業	1,500,000
特定非営利活動法人 こみっと	056-0017 北海道日高郡新ひだか町静内御幸町2丁目6番76号	新ひだか町共生型つなぐ空間整備事業のための移動・送迎車両の新規配備事業	2,000,000
社会福祉法人 平川市社会福祉協議会	036-0104 青森県平川市柏木町藤山16-1	訪問入浴介護サービス専用訪問入浴車両の更改造業	2,500,000
社会福祉法人 海陽会	039-3154 青森県上北郡野辺地町字上小中野80番地の15	就労継続支援事業のための送迎事業及び相談支援事業所の活動のための車両更改造業	1,800,000
特定非営利活動法人 三本の木	039-0611 青森県三戸郡南部町大字斗賀字上町焼43-1	障害者の工賃アップのための農園管理機械の購入事業	600,000
特定非営利活動法人 花巻イキイキ・わくわく・クラブ	025-0032 岩手県花巻市上諏訪407番地	通所介護施設まちなかデいの送迎・外出用車両の更新事業	1,886,000
社会福祉法人 白梅会	029-4208 岩手県奥州市前沢区字田畠40番地	障がい者多機能型事業所白梅の園の利用者送迎及び就労継続支援作業用車両の更改造業	1,590,000
特定非営利活動法人 みやぎ発達障害サポートネット	980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院一丁目4-1	自閉症／発達障害のある子供たちの社会性を育むための療育支援事業～小グループ活動を通して～	500,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
社会福祉法人 仙台いのちの電話	981-0904	宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-3	インターネット相談充実のためのパソコン機器の更改造業	880,000
社会福祉法人 ゆうゆう舎	983-0046	宮城県仙台市宮城野区西宮城野10番21号	精神障害者の就労支援を充実するための厨房機器等設置事業	3,700,000
社会福祉法人 夢みの里	986-0805	宮城県石巻市大橋三丁目7番6号	重度障害者共同生活施設の改修事業	5,000,000
社会福祉法人 一真会	019-0514	秋田県横手市十文字町睦合字川井川47番地	小規模通所介護事業のための送迎・外出用車両の新規配備事業	1,500,000
特定非営利活動法人 こども総合研究所	990-2412	山形県山形市松山2丁目6-4-5	発達障がい児の親のための『ボラママ（ボランティアのお母さん）つくり』事業	500,000
社会福祉法人 長井市社会福祉協議会	993-0011	山形県長井市館町北6番19号	障がい福祉サービス事業所せせらぎの家の新規事業開拓のための木工用印刷機器の新規設置事業	840,000
特定非営利活動法人 ふくしま成年後見センター	960-8111	福島県福島市五老内町6-4 フジコア5101	判断能力が不十分な高齢者等の権利擁護を図るための成年後見利用促進事業	500,000
特定非営利活動法人 後藤至誠記念会	963-0112	福島県郡山市安積町成田字漆山50	通所介護事業の送迎用車両の整備事業	1,300,000
社会福祉法人 笑風会	963-0543	福島県郡山市喜久田町前田沢字小室山5-45	第三笑風苑ショートステイ・デイサービスご利用者のための送迎用車両の整備事業	1,900,000
社会福祉法人 いわき福音協会	970-8001	福島県いわき市平上平窪字羽黒40-44	障害者支援施設野の花ホームの浄化槽改修事業	5,000,000
特定非営利活動法人 フォルテ	966-0862	福島県喜多方市字前田4965の5	自然農法で街おこし、土も虫も植物も人もみんな元気にしましょう事業のための就労支援用車両の整備事業	558,000
特定非営利活動法人 あたご	967-0005	福島県南会津郡南会津町中荒井字西原47番地	障がい者通所施設の木質バイオマス燃料生産事業開拓のための木質ペレット製造機の増備設置事業	4,500,000
特定非営利活動法人 苧麻倶楽部	968-0103	福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652	国内外の若者による高齢者支援とオープンな支援体制を築く為の広報活動事業	2,107,000
社会福祉法人 鶴翔会	969-6409	福島県大沼郡会津美里町小沢字牛首甲1213番地3	障害者支援施設ゆきわり荘の入浴介助時の入浴リフト（スライドリフター）新規設置事業	2,500,000
特定非営利活動法人 かたつむり	963-7753	福島県田村郡三春町字清水242番地の1	生活介護事業所「いちご」の利用者の送迎用車いす仕様車両の増備事業	1,500,000
社会福祉法人 総和福祉会	306-0211	茨城県古河市葛生1353-2	総和保育園児の為の車両購入事業	2,036,000
社会福祉法人 巴福祉会	311-1534	茨城県鉾田市鳥栖1279-2	とりのす保育園の園庭遊具老朽化のための改修整備事業	5,000,000
社会福祉法人 博愛会	306-0314	茨城県猿島郡五霞町川妻494-5	川妻保育園の送り迎え通路上のぬかるみを解消し、園児及び保護者の安全性を向上させるための改修事業	860,000
社会福祉法人 津田福祉会	322-0011	栃木県鹿沼市白桑田254-5	デイサービスセンターの送迎用車両の更改造業	1,000,000
社会福祉法人 明光シズヒロ会	323-0808	栃木県小山市出井759番地24	社会就労センターいっすんぼうしの農産物の出荷・利用者の園場への搬送用車両の新規購入事業	2,000,000
特定非営利活動法人 手仕事工房そら	321-4225	栃木県芳賀郡益子町長堤545-1	手仕事工房そらの新規事業開拓のための食品製造機器の新規設置事業	2,976,000
特定非営利活動法人 もうひとつの美術館	324-0618	栃木県那須郡那珂川町小口1181-2	もうひとつの美術館の東棟屋根の雨漏り修繕、保護のための屋根改修事業	3,320,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称		住 所		
社会福祉法人 ゆずりは会	370-3573	群馬県前橋市青梨子町668-2	障害福祉サービス事業所エールの洗濯物クレーム対策のためオゾン水生成器設置事業	150,000
特定非営利活動法人 は一とわーく	371-0805	群馬県前橋市南町2-60-1 マンション101号	障害者の為の生活介護事業の活動及び送迎用車両の新規配備事業	2,000,000
社会福祉法人 平成会	379-2161	群馬県前橋市富田町1180の1	デイサービスセンター利用者の外出・送迎用車両の更改事業	1,400,000
特定非営利活動法人 介助派遣システム	338-0824	埼玉県さいたま市桜区上大久保1000-2F	介助派遣システムの新規事業のための印刷機の新規設置事業	1,205,000
特例社団法人 埼玉県視力障害者福祉協会	360-0014	埼玉県熊谷市箱田4-6-32	視覚障害者向け福祉及び文化向上のための点字印刷機の買い替え事業	3,550,000
特定非営利活動法人 日本カルチャーヨガ協会	359-1106	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘1-68-6	視覚障がい者のためのヨガを通じた健康増進事業	500,000
社会福祉法人 千葉県聴覚障害者協会	260-0022	千葉県千葉市中央区神明町204-12	聴覚障害者情報提供施設「千葉聴覚障害者センター」の福祉エレベーター新設事業	5,000,000
特定非営利活動法人 いちかわ市民文化ネットワーク	272-0823	千葉県市川市東菅野5-8-21-201	障害者の自己実現と社会参加のためのチャレンジ・アーツ教室開催事業	500,000
特定非営利活動法人 スマイルクラブ	277-0858	千葉県柏市豊上町23-29	心のバリアフリーを目指す、障がい者スポーツプロモーション（普及）事業	5,000,000
特定非営利活動法人 しいの木会	290-0262	千葉県市原市糸久45番地2	障がい者福祉施設シーモックの生活介護棟の空調設備及び食事提供事業開始のための厨房設備の新規設置事業	1,260,000
特定非営利活動法人 コスモス	299-3232	千葉県大網白里市ながた野2-21-7	NPO法人コスモス大網ビレッジ2階倉庫から作業室への建物改修事業	3,700,000
社会福祉法人 長生会	299-4341	千葉県長生郡長生村宮成3496	老人通所介護利用者のための送迎車両故障による車両入替事業	1,000,000
社会福祉法人 いのちの電話	102-0071	東京都千代田区富士見1-2-32	電話相談員の相談対応カススキルアップのための研修等事業	300,000
特定非営利活動法人 シャイン・オン・キッズ	103-0023	東京都中央区日本橋本町3-3-6 カモビル7階	小児がん、重い病氣と闘う子ども達と家族の支援のためのファシリテッドッグを活用した緩和ケア推進事業	3,500,000
特定非営利活動法人 言論NPO	103-0027	東京都中央区日本橋1-20-7	非営利組織の組織力強化のための支援事業	2,000,000
社会福祉法人 日本点字図書館	169-8586	東京都新宿区高田馬場1-23-4	視覚障害者のための正確な点字情報を含めることができる電子書籍製作システムの開発事業	1,800,000
特定非営利活動法人 全国女性シェルターネット	113-0033	東京都文京区本郷1丁目35-28 マンション本郷302	DV・性暴力被害者支援員養成とスキルアップのための講座実施事業	5,000,000
特定非営利活動法人 東京バリアフリーツアーセンター	136-0074	東京都江東区東砂1-3-2-319	移動困難者が利用するバリアフリー情報の調査及び福祉（介護）車両等の予約申し込みアプリの開発事業	3,500,000
社会福祉法人 ぶどうの木	135-8585	東京都江東区潮見2-10-10 日本カトリック会館内	障害者福祉の現状理解と前進のための資料提供事業	3,685,000
特定非営利活動法人 高齢者・障がい者の旅をサポートする会	153-0064	東京都目黒区下目黒4丁目23番地24号	障害者や高齢者の旅（外出を含む）の同行ならびに情報発信などのサポートをする事業	500,000
公益社団法人 日本サードセクター経営者協会	151-0051	東京都渋谷区千駄ヶ谷1-13-11 co-lab千駄ヶ谷4-3	女性の力が生きる社会となるための女性起業家支援事業	5,000,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称		住 所		
特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構	151-0051	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9	犯罪者等の就労支援事業の推進のためのネットワーク構築機器の購入事業	1,360,000
社会福祉法人 浴風会	168-0071	東京都杉並区高井戸西1-12-1	高齢者の介護家族を支援するための電話相談事業	5,000,000
特定非営利活動法人 ジャパンマック	114-0023	東京都北区滝野川7-35-2	依存症者回復支援施設スタッフ全国研修開催事業	5,000,000
特定非営利活動法人 ピアネット北	114-0003	東京都北区豊島5丁目5番5-612号	重度身体障害者グループホームのスプリングラー設置のための施設改修事業	4,500,000
特定非営利活動法人 風の子会	125-0031	東京都葛飾区西水元5-11-3	重度障がい者の自立と社会参加のための余暇活動支援事業Ⅲ	500,000
特定非営利活動法人 アビリティークラブたすけあい江戸川たすけあいワーカーズもも	134-0082	東京都江戸川区宇喜田町1006番地12F	赤ちゃんから高齢者まで誰もが集えるコミュニティ拠点の創設と推進活動事業	500,000
社会福祉法人 あけぼの福祉会	183-0056	東京都府中市寿町3-3-6	生活介護事業府中共同作業所の利用者の送迎車両の更改造業	2,000,000
特定非営利活動法人 ぶどうの木	194-0202	東京都町田市下小山田町200-5	通院同行及び食材購入のための車両新規配備事業	950,000
社会福祉法人 睦月会	186-0011	東京都国立市谷保3140番地	重度の知的・身体障害者のケアホーム設立のための特殊浴槽整備	1,808,000
特定非営利活動法人 市民の会 寿アルク	231-0025	神奈川県横浜市中区松影町3丁目11番地2 三和物産松影ビル2階	依存症本人と家族のための生活問題等の悩みの電話・面接相談事業（アルクヒューマンサポートセンター・アルク相談室）	1,000,000
特定非営利活動法人 新	231-0803	神奈川県横浜市中区本牧十二天2-15	障害者日中活動施設利用者の為の、送迎・外出支援車両の更改造業	1,700,000
特定非営利活動法人 ひだまりの森	234-0055	神奈川県横浜市長南区日野南6-19-20	「子育て期の相談」拡充のための相談体制整備事業	380,000
特定非営利活動法人 せや	246-0032	神奈川県横浜市長谷区南台2-4-1 南台ハイツB24-106	高齢者・身障者の医療機関等への外出のための移送サービスの活動事業	500,000
特定非営利活動法人 津久井福祉会	252-0152	神奈川県相模原市緑区太井165-1	障害者ケアホームおよび高齢者住宅のための施設改修事業	5,000,000
特定非営利活動法人 とともに会	252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野6-9-18	障害福祉サービス事業所シェーン利用者の工賃アッププロジェクトに係る新規車両配備事業	1,000,000
社会福祉法人 進和学園	254-0913	神奈川県平塚市万田475番地	障害者の工賃向上計画のためのいのちの森づくり事業	2,000,000
公益社団法人 神奈川県聴覚障害者協会	251-0052	神奈川県藤沢市藤沢933-2 神奈川県聴覚障害者福祉センター内	高齢聴覚障害者など地域で孤立している聴覚障害者のための巡回相談支援事業	400,000
特定非営利活動法人 障害者地域作業所ゆう	250-0003	神奈川県小田原市東町1丁目32番29号	「地域活動支援センターゆう」の利便性向上のための屋根の改修事業	945,000
特定非営利活動法人 湯河原町地域作業所たんぼぼ	259-0305	神奈川県足柄下郡湯河原町城堀57番地の6	湯河原町地域作業所たんぼぼの通院・外出・送迎用車両増車事業	928,000
特定非営利活動法人 新潟あさひの会	950-0026	新潟県新潟市東区小金町1丁目7番15号	あさひ共同作業所の利用者送迎、リサイクル資源回収のための車両の更改造業	1,160,000
特定非営利活動法人 新潟県精神障害者家族会連合会	950-0994	新潟県新潟市中央区上所2-2-3 新潟ユニオンプラザハート館	精神障害者への正しい理解を広げ、ノーマライゼーションの実現を目指す啓発事業	300,000
特定非営利活動法人 中途障害者つくしの会	950-0073	新潟県新潟市中央区日の出1丁目10-9	就労継続支援B型施設紙すき事業拡大のための紙すき製品専用プリンターの設置事業	33,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称		住 所		
社会福祉法人 妻有福祉会	949-8525	新潟県十日町市新宮乙195番地3	十日町市高齢者生きがい活動支援通所事業のための送迎用車両の更新事業	2,000,000
社会福祉法人 阿賀北福祉会	959-3404	新潟県村上市山屋746番地2	障害者支援施設の新会計基準移行及びケアホーム新規開設のためのPC等機械機器の整備事業	490,000
社会福祉法人 越後上越福祉会	942-0411	新潟県上越市安塚区安塚2209番地3	特別養護老人ホームあいれふ安塚の通院・外出・送迎用車両の更改事業	2,000,000
特定非営利活動法人 しあわせ福祉会	952-0202	新潟県佐渡市栗野江1810-2	障害者就労支援施設「愛らんど新穂」の新規事業開拓のための切餅製造機器の購入事業	5,000,000
社会福祉法人 南魚沼福祉会	949-6680	新潟県南魚沼市六日町712番地4	就労継続支援B型事業所あさひばらの農作業用トラクター作業機の更改整備事業	140,000
社会福祉法人 希清軒傳六会	920-0901	石川県金沢市彦三町1-8-8	特別養護老人ホームの「抱えない介護」の実践のための介護機器整備事業	2,000,000
公益社団法人 石川県脳卒中リハビリテーション協会	920-0963	石川県金沢市出羽町2番1号	石川県脳リハ協会の在宅脳卒中者のリハビリ活動参加支援のための送迎用車両の更改事業	2,000,000
社会福祉法人 四恩会	929-1345	石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕128-1	障害福祉サービス事業所（多機能型）の通所・外出・送迎の車椅子対応車両の増備事業	2,000,000
特定非営利活動法人 虹の谷	400-0845	山梨県甲府市上今井町260-6 五幸ビル4F	障害児・者と発達障害児のための健全育成を目的としたファーム教室開催事業	500,000
社会福祉法人 いきいき倶楽部	400-1507	山梨県甲府市下向山町1280-1	コスモ・アビターレ短期入所施設の耐震診断結果による耐震改修事業	2,030,000
社会福祉法人 韭南福祉会	407-0045	山梨県韭崎市旭町上條中割1776	共同生活援助事業の新規開設のための家電製品の新規設置事業	220,000
社会福祉法人 信濃友愛会	399-7417	長野県松本市刈谷原町759-1	多機能型事業所あいらいふ南原の通院・送迎用車両の増車事業	1,788,000
社会福祉法人 つるみね福祉会	394-0048	長野県岡谷市市川岸上4-12-51	地域小規模児童養護施設さつきの家の通院外出送迎用車両の新規配備事業	1,390,000
社会福祉法人 下伊那社会福祉会	395-0034	長野県飯田市追手町2丁目678番地	慈恵園子育て拠点（地域交流スペース・短期支援事業・DV緊急避難場所）改修事業	5,000,000
社会福祉法人 すこう福祉会	382-0004	長野県須坂市大字小原1234-1	指定障害サービス事業所「ワークハウスわらしべ」の豆腐製造部門における配達・販売専用保冷車両の新規配備事業	800,000
社会福祉法人 音楽会	399-0428	長野県上伊那郡辰野町大字伊那富6333-2	新設通所介護施設の送迎用車両の新規配備事業	1,100,000
社会福祉法人 真人舎	503-0613	岐阜県海津市海津町駒ヶ江413番地	東江保育園の施設屋根の老朽化による雨漏り対策のための改修事業	1,330,000
社会福祉法人 誠心愛育会	503-0608	岐阜県海津市海津町鹿野22	わかば海津北保育園の園児送迎のための車両老朽化買い替え整備事業	2,630,000
特定非営利活動法人 日本点字技能師協会	420-0803	静岡県静岡市葵区千代田1丁目7番16号	点字技能師専門点訳研修会及び点字技能師検定試験講習会の実施事業	500,000
社会福祉法人 白梅福祉会	431-1112	静岡県浜松市西区大人見町3007-1	ショートステイ利用者の送迎車両の新規配備事業	1,300,000
特定非営利活動法人 ちいさこべ	434-0035	静岡県浜松市浜北区寺島2401-1	就労継続支援A型事業所の自動車部品の組み付けに関する機器設備の充実を図る新規購入事業	3,240,000
社会福祉法人 ウェルネスケア	411-0822	静岡県三島市松本292-1	特別養護老人ホームいづてらすの緊急及び災害時における連絡等のための施設内放送設備機器の新規設置事業	602,000

配 分 団 体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 障がい者生活自立・就労支援スクールふじのみや	418-0103 静岡県富士宮市上井出613-2	障がい者生活自立・就労支援スクールふじのみやの施設の老朽化及び活動プログラム増加に伴う改修事業	3,165,000
社会福祉法人 昭隆会	417-0801 静岡県富士市大淵2815-2	グループホーム「富士ばらホーム」の2階トイレ利便性向上のための改修事業	2,080,000
特定非営利活動法人 スマイル	462-0059 愛知県名古屋市中村区駒止町1丁目121番地 サウズビル 205号	就労継続支援B型事業所どんぐりの家の自主製品販売店舗を作るための改修事業	2,940,000
社会福祉法人 名北福祉会	462-0807 愛知県名古屋市中村区御成通3-20-4	放課後等デイサービス施設の耐震のための改修工事事業	5,000,000
特定非営利活動法人 生き生きネットワークてとろ	462-0825 愛知県名古屋市中村区大曾根2-9-66	ヘルパーセンターの生活支援事業（ボランティア活動）のための職員派遣の車両の増備事業	964,000
社会福祉法人 芳龍福祉会	450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目9番22号	宿所提供施設 名古屋市熱田荘の利用者の入浴を便利にするための入浴設備の整備事業	2,940,000
社会福祉法人 ラ・エール	453-0069 愛知県名古屋市中村区橋下町2番38号	生活介護施設の防災対策向上のための自動火災報知機の新規設置事業	1,134,000
特定非営利活動法人 ライフ・セラピー	455-0873 愛知県名古屋市中村区春田野2丁目1006番地の3	就労支援事業立ち上げのためのコーヒー焙煎機新規設置事業	4,471,000
特定非営利活動法人 希望・あすなろ	457-0861 愛知県名古屋市中南区明治2丁目10番10号	高齢者支援の認知症予防と健康寿命の延伸活動事業	1,200,000
特定非営利活動法人 愛知県断酒連合会	457-0047 愛知県名古屋市中南区城下町1丁目12番地	仲間の会はばたきの作業場の拡充に伴う施設の改修事業	1,319,000
社会福祉法人 大森福祉会	463-0025 愛知県名古屋市中村区元郷一丁目912番地	大森授産所における災害避難者の安全を確保するための新規蓄電池設置事業	1,869,000
社会福祉法人 ぶなの木福祉会	446-0061 愛知県安城市新田町小山西60-1 安城第19東海ビル2階	平成26年度地域活動支援センター開設による相談室整備のための機器購入事業	2,300,000
特定非営利活動法人 ママ・サポート 子いづみや	441-1342 愛知県新城市石田字黒坂9-10	子いづみや保育施設における子ども用トイレの増加と安全管理のための改修事業	481,000
社会福祉法人 ひまわり福祉会	488-0035 愛知県尾張旭市上の山町間口2584番地2589番地2	相談支援事業の利用者宅及び関係機関訪問用車両の新規配備事業	600,000
特定非営利活動法人 絆	470-2102 愛知県知多郡東浦町緒川北赤坂35-1	生活介護事業所 さくさく工房絆の外出・送迎車両の整備事業	1,000,000
社会福祉法人 清泉福祉会	514-0034 三重県津市南丸之内8-61	清泉愛育園の給食のための昇降機老朽化のための更改事業	1,393,000
社会福祉法人 みどり自由学園	514-0016 三重県津市乙部33-5	児童養護施設の入所児童の通院、外出、送迎用車両の更改事業	1,000,000
特定非営利活動法人 みえきた市民活動センター	511-0088 三重県桑名市南魚町86番地	身近で小さな市民活動を応援する「市民活動応援☆きらきら基金」普及啓発のための参加の集い実施事業	420,000
特定非営利活動法人 琵琶湖ライフケアシステム	520-0532 滋賀県大津市湖青1丁目1-11	高齢者・障がい者が安全で、快適に入浴できるための浴室改修事業	1,280,000
更生保護法人 滋賀好善会	520-0837 滋賀県大津市中庄二丁目1番48号	防犯カメラシステムの新規設置事業	336,000
特定非営利活動法人 彦根育成会	522-0033 滋賀県彦根市芥川町537-5	障がい者の日中支援事業（陶芸作業）のための省力機器の購入事業	500,000
特定非営利活動法人 しが盲ろう者友の会	523-0817 滋賀県近江八幡市浅小井町925番地	盲ろう者の生活訓練施設の安全性と利便性向上のための改修事業	2,431,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
社会福祉法人 近江八幡市社会福祉協議会	523-0082	滋賀県近江八幡市土田町1313番地	デイサービスセンターひまわりの通所・外出送迎用車両の更改事業	2,000,000
特定非営利活動法人 のどかの家高木	520-2302	滋賀県野洲市高木737	デイサービスのどかの家高木への利用者のための送迎用車両の更新事業	1,000,000
公益社団法人 認知症の人と家族の会	602-8143	京都府京都市上京区堀川通丸太町下る 京都社会福祉会館内	全国各地に認知症への正しい理解の輪を広げるための啓発事業	1,500,000
特定非営利活動法人 福祉工房P & P	612-8058	京都府京都市伏見区風呂屋町256番地8 桃山サニ-ハイツ1階	障害者の就労支援のための新規インターネット通販事業とアニメ仕上げ事業の拡大に伴うパソコン機器の新規・増設設置事業	900,000
特定非営利活動法人 子どもの村 Kyoto	615-8221	京都府京都市西京区上桂東ノ口町165番地	被虐待児の自立のためのファミリーシェア（地域で子育て）事業	3,100,000
特定非営利活動法人 おはな	611-0011	京都府宇治市五ヶ庄大林2番地の8	通いの家おはなの利用者の便宜をはかる為の可動式入浴台及び車椅子の新規設置事業	125,000
社会福祉法人 ぐらしのハーモニー	611-0002	京都府宇治市木幡金草原43番地	介護老人保健施設ハーモニーこがの送迎・外出・通院用車両の更改事業	1,505,000
特定非営利活動法人 ふくし京丹後	629-2503	京都府京丹後市大宮町周枳347番地	デイサービスの野外活動参加、朝夕の送迎用車両の更改事業	980,000
特定非営利活動法人 トウギャザー	556-0011	大阪府大阪市浪速区難波中3-8-17 学校法人E-L学園2号館207	障害者自立支援のための施設製品の拡販事業	3,700,000
社会福祉法人 こころの窓	599-8114	大阪府堺市東区日置荘西町8丁1番1号	障害福祉サービス短期入所施設「ショートステイあかね」の利用者送迎用車両の新規配備事業	1,050,000
社会福祉法人 穴師福祉会	595-0023	大阪府泉大津市豊中町2-8-19	障がい者日中活動支援施設“ワークショップかりん”の、作業資材等納搬入用車両の新規配備事業	784,000
社会福祉法人 ほっこり福祉会	597-0105	大阪府貝塚市三ツ松1708-1	避難路確保のための造成及び舗装工事業	5,000,000
社会福祉法人 心愛	573-0146	大阪府枚方市大峰元町1丁目21番5号	障害福祉サービス事業所心学塾作業所の焼き菓子生産アップのための製造機器の増備事業	4,000,000
社会福祉法人 ちづる保育園	586-0009	大阪府河内長野市木戸西町3丁目7番6号	保育室に設置した空調設備の更改事業	480,000
社会福祉法人 二葉会	576-0051	大阪府交野市倉治1-1-12	保育園施設の屋根の防水性向上のための改修事業	3,000,000
社会福祉法人 神戸いのちの電話	650-0016	兵庫県神戸市中央区橋通3-4-1	悩みを抱える、特に自殺を考えている人々のための電話相談活動事業	450,000
特定非営利活動法人 アゲイン	651-2267	兵庫県神戸市西区平野町西戸田594-11	障害者就労支援促進のための農業用機器トラクター整備事業	1,930,000
社会福祉法人 ルンビニー福祉会	660-0828	兵庫県尼崎市東大物町1-3-7	慈愛保育園の園舎外壁塗装老朽化のための改修事業	1,400,000
特定非営利活動法人 ソーシャル・デザイン・ファンド	665-0022	兵庫県宝塚市野上3-12-50-115	障がい者福祉事業者等に対する会計総務支援のためのコンピューター等機器の新規設置事業	1,500,000
社会福祉法人 真秀会	675-2105	兵庫県加西市下宮木町576番地	ショートステイなごやかな新規事業開設のためのベッド機器の新規設置事業	1,890,000
特定非営利活動法人 ひかみボルゴベネッセレ	669-3654	兵庫県丹波市水上町南油良809-1	知的障害者自立支援のための施設改修事業	2,160,000
特定非営利活動法人 きみかげの森	632-0113	奈良県奈良市都祁馬場町566	勾配のきつい林道や狭い農道を往復するための四輪駆動軽トラック購入事業	765,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 かかしの会	630-8044	奈良県奈良市六条西3丁目3-21	生活介護事業所「作遊所かかしの家」の送迎・外出・通院用車両の増備事業	1,520,000
特定非営利活動法人 自立支援ステーション ぽかぽか	639-1160	奈良県大和郡山市北郡山町87番地3	障害者就労支援施設「ワークスペースこすもす」利用者の送迎や、自主製品の納品・出張販売用車両としての車両増備事業	1,800,000
特定非営利活動法人 たかとり	635-0121	奈良県高市郡高取町大字丹生谷1073番地	厨房安全のためのグリス除去設備取り付け事業	370,000
社会福祉法人 こうま会	649-6263	和歌山県和歌山市下三毛566番地	こうま保育園のトイレ老朽化によるトイレ改修事業	1,815,000
社会福祉法人 和歌山県社会施設事業会	640-8481	和歌山県和歌山市直川1437番地	児童養護施設こばと学園の通院・外出・送迎用車両の購入事業	1,000,000
特定非営利活動法人 よつ葉福祉会	649-7161	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東26番地	NPO法人よつ葉福祉会ソブラス自立訓練・生活訓練事業訓練棟整備のための改修事業	1,540,000
特定非営利活動法人 えがおサポート Leaf&CHUCHU	683-0801	鳥取県米子市新開6丁目11番16号	子育て中の母（主に妊娠中の母）のための子育て親育ち支援事業	3,500,000
社会福祉法人 湯梨浜町社会福祉協議会	689-0601	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	保健福祉会交流、いこいの日、のりあいバス等通院・外出送迎用車両更改事業	2,725,000
特定非営利活動法人 リンク	710-1302	岡山県倉敷市真備町服部1895番	障がい者の生活介護施設の新規開設のための改修事業	5,000,000
社会福祉法人 めやす箱	710-0064	岡山県倉敷市青江739	就労支援事業所の厨房設備の機器購入事業	2,100,000
社会福祉法人 和福社会	701-0103	岡山県倉敷市西尾11番地1	小規模多機能ホーム庄の里「つどいの家」上東の送迎・外出用のための車両の新規配備事業	1,400,000
社会福祉法人 わかば園	708-0013	岡山県津山市二宮128番地	児童養護施設の入所児童のための送迎並びに楽器搬送用車両の更新事業	1,960,000
社会福祉法人 同仁会	706-0143	岡山県玉野市木目1461	就労支援事業所ホープオブライフ利用者の農作業等を支援するための車両の新規整備事業	478,000
特定非営利活動法人 おかやま多機能サポートネット	714-0096	岡山県笠岡市九番町1-22	高齢者等への安否確認を兼ねた配食事業	300,000
社会福祉法人 かぶと会	714-0043	岡山県笠岡市横島1896	特別養護老人ホーム瀬戸内荘の入所者の外出のための車両の更改事業	1,000,000
社会福祉法人 恭和会	715-0026	岡山県井原市上出部町四季が丘20-7	居宅介護支援事業所の営業車両更改事業	700,000
社会福祉法人 超寿会	719-1155	岡山県総社市小寺986-1	就労継続支援B型事業における平均工賃向上等を図るためのトラクタ購入事業	1,114,000
社会福祉法人 ももたろう会	716-1241	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531	障害者支援施設さくら苑の外出支援並びに地域移行支援のための福祉車両整備事業	1,917,000
社会福祉法人 桜が丘学園	732-0007	広島県広島市東区戸坂桜上町19-1	桜が丘愛育園の園庭・遊び場の排水改良及び安全対策人工芝敷設事業	4,110,000
社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会	739-0003	広島県東広島市西条町土与丸1108番地	コミュニティFM等と連携した防災・防犯・福祉のまちづくり推進事業	500,000
社会福祉法人 さくらの丘	751-0826	山口県下関市後田町五丁目33-8	グループホームの新規開設に伴う、施設利用者のための送迎用に供する車両の新規購入事業	1,700,000
社会福祉法人 最勝会	742-0111	山口県柳井市日積3213	養護老人ホームあそか苑入居者の介護度の重度化に伴う、車椅子通院・外出送迎車両購入事業	1,000,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 K H J 香川 県オリーブの会	760- 0078	香川県高松市今里町1丁目499-2	ひきこもり者の回復のための居場所運営事業	466,000
社会福祉法人 柞田福祉会	768- 0040	香川県観音寺市柞田町丙1538番地	柞田保育所の衛生管理向上のための厨房機器の 更新事業	890,000
更生保護法人 愛媛県更生保護会	790- 0056	愛媛県松山市土居田町280番地1	被保護者用自転車の更改整備事業	99,000
特定非営利活動法人 ベルクリン	791- 0216	愛媛県東温市野田二丁目8番地4	出張所の休憩施設及びトイレの利便性向上のため の改修事業	4,097,000
社会福祉法人 船越保育園	798- 4205	愛媛県南宇和郡愛南町船越832番地	児童福祉施設船越保育園保育室及びホールの熱 中症・食欲減衰の為の空調機器の新規設置事業	420,000
特定非営利活動法人 いきいき百 歳応援団	780- 0822	高知県高知市はりまや町1丁目9番3 号	高齢者の住みなれた地域でいきいきと暮らせる 環境づくりのための「いきいき百歳体操」普及 事業	2,500,000
特定非営利活動法人 佐喜浜元気 プロジェクト	781- 7220	高知県室戸市佐喜浜町2973-1	旧保育園施設をNPO法人の事務所等に活用する ための改修事業	526,000
特定非営利活動法人 ひかりの会	788- 0273	高知県宿毛市小筑紫町福良16-4	障害者就労継続支援B型事業所「ひかり共同作業 所」のクリーニング事業拡大のための洗濯機設置 事業	1,687,000
特定非営利活動法人 わくわくラ イフステージ	789- 1204	高知県高岡郡佐川町加茂671番地3	障害福祉サービス事業所「こじゃんとはたら来家 さかわ」のコロケ製造関連機器の新規設置事業	2,650,000
社会福祉法人 正勇会	803- 0836	福岡県北九州市小倉北区中井一丁目 7番14号	地域密着型特別養護老人ホーム ソレイユ北小倉 の入所者の通院・外出・送迎用車両の増備事業	1,500,000
特定非営利活動法人 ライフサ ポート・アムリアル	812- 0013	福岡県福岡市博多区博多駅東3-6- 23-201	小児がん等の難病による長期療養児とその家族の QOL向上事業	3,500,000
特定非営利活動法人 SAKUR A会	812- 0014	福岡県福岡市博多区竹下4-14-38	障害者の就労支援施設ほほえみ工房のスギナ粉 砕機の更改設置事業	323,000
特定非営利活動法人 アートマ ネージメントセンター福岡	810- 0041	福岡県福岡市中央区大名1-14-28 第一松村ビル405号	ホームレスの就労自立支援のための舞台芸術から のアプローチ事業	2,560,000
社会福祉法人 福岡いのちの電話	810- 0073	福岡県福岡市中央区舞鶴2-7-7 九州 キリスト教会館内	インターネット相談（メール相談）のためのパ ソコンの更改事業	500,000
特定非営利活動法人 つどいの広 場いづか	820- 0001	福岡県飯塚市鯉田1666番地23	つどいの広場いづかの乳幼児及び障がい児休 温調節及びフリースクール生徒支援のための空 調機新規設置事業	725,000
社会福祉法人 大浦福祉会	826- 0043	福岡県田川市大字奈良1533-1	保育所施設の園児の送迎及び園外保育用車両の 更改事業	2,000,000
社会福祉法人 瑞豊会	824- 0025	福岡県行橋市大字東徳永167番地11	経費老人ホーム入居者の外出時における送迎や 地域のボランティアの方々による慰問時に来て いただく際の送迎、地域交流スペース利用者送 迎用車両の増備事業	1,450,000
社会福祉法人 神生会	816- 0964	福岡県大野城市南ヶ丘5丁目14番5 号	南ヶ丘保育園改築移転に伴う外構工事等事業	3,500,000
社会福祉法人 宿水会	820- 0606	福岡県嘉穂郡桂川町土居1094-29	善来寺保育園の園庭に固定する大型遊具の設置 事業	2,100,000
社会福祉法人 オアシス福祉会	834- 0112	福岡県八女郡広川町大字久泉412番 地2	心愛保育園のベランダ施設の利便性・安全性向 上のための改修事業	1,156,000
社会福祉法人 博愛会	829- 0101	福岡県築上郡築上町東築城1631-1	東築城保育園の送迎用車両の更改事業	2,000,000
特定非営利活動法人 にこにこく らぶ	849- 4282	佐賀県伊万里市東山代町里字藤野 359番地4	障害福祉サービス事業所にこにこいまりの送迎 用車両の増備事業	1,100,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
社会福祉法人 さゆり会	853-0021	長崎県五島市下崎山町699番地	就労継続支援B型事業所けいぶはうすの給食事業拡充のための厨房機器の増備事業	2,350,000
社会福祉法人 法性福祉会	859-1106	長崎県雲仙市吾妻町大木場名38-5	保育園児の送迎車両の更新事業	1,500,000
社会福祉法人 時津町手をつなぐ育成会	851-2101	長崎県西彼杵郡時津町西時津郷1156	障害福祉サービス事業所の授産科目、レストラン・弁当事業のための食器洗浄機の更改造業	900,000
社会福祉法人 同胞友愛会	860-0076	熊本県熊本市中央区壺川2丁目1番57号	母子生活支援施設はばたきホームの新築に伴う入所者居室エアコン設置事業	829,000
特定非営利活動法人 夢のかけら舎	861-1323	熊本県菊池市西寺1654-3	障がい者就労支援施設「夢のかけら舎」の事業分野拡大のための印刷機等の新規設置事業	3,971,000
社会福祉法人 青空会	863-0045	熊本県天草市柵宇土町1713-1	保育園の園舎の床および園庭の安全性向上のための改修事業	3,000,000
特定非営利活動法人 N E X T E P	861-1103	熊本県合志市野々島2461-2	重度の障害がある小児専門の在宅看護需要へ対応する為の訪問車両導入事業	782,000
社会福祉法人 伸生紀	861-4412	熊本県下益城郡美里町佐俣338番地	特別養護老人ホームこもれびのご利用者と地域との絆を繋ぐ送迎車両増設事業	890,000
社会福祉法人 別府光の園	874-0838	大分県別府市荘園8組	児童養護施設光の園の子どもたちの家の冷蔵庫の更改造業	434,000
特定非営利活動法人 五蘊の風	877-0075	大分県日田市大字庄手中釣447-1	障がい福祉サービス事業所 五蘊の風の弁当事業拡大のための製造機器の新規設置事業	5,000,000
社会福祉法人 青山21	876-2121	大分県佐伯市大字木立字大中尾2160-8	障がい者サポートセンターサニーハウスの事業拡大のための焼き菓子製造・保存機器の増備事業	800,000
社会福祉法人 光明寺福祉会	872-0311	大分県宇佐市院内町1492-2	園児と地域の子どものための遊び場として活用できる園庭大型固定遊具の設置事業	1,750,000
社会福祉法人 大許福祉会	872-0111	大分県宇佐市下矢部1522	児童福祉施設明和保育園の園庭設備の為の屋外遊具の更改造業	1,129,000
社会福祉法人 丸野福祉会	885-1105	宮崎県都城市丸谷町4670番地	デイサービス事業開始に伴う車両の新規配備事業	2,400,000
特定非営利活動法人 鹿児島ボランティアバンク	890-0051	鹿児島県鹿児島市高麗町34番19号河野ビル1F	母子家庭を支援する里爺・里婆（元気高齢者）バンクの設置・運営事業	2,569,000
特定非営利活動法人 かごしまNPO支援センター	892-0838	鹿児島県鹿児島市新屋敷町16番公社ビル215号	障がい福祉系NPO法人の事務支援と企画力、広報力、会計力向上を支援し、経営体質の強化を図る事業	4,600,000
社会福祉法人 清流苑	899-0215	鹿児島県出水市武本5294番地9	就労継続支援事業所（A型）やはず園の作業向上のためのクリーニング設備の新規配置事業	397,000
特定非営利活動法人 愛訪会	899-7503	鹿児島県志布志市有明町蓬原321番地7	就労継続支援B型事業所の屋外作業所の屋根をつけ作業率・工賃アップの為の増築事業	5,000,000
特定非営利活動法人 あごらびあ	902-0062	沖縄県那覇市松川445番地2	地域活動支援センターはんたびあの、リサイクルショップ事業のための車両更改造業	857,000
特定非営利活動法人 沖縄県自立生活センター・イルカ	901-2221	沖縄県宜野湾市伊佐4-4-1	小規模離島で障がい者の自立生活を実現するための障がい者育成事業	500,000
特定非営利活動法人 バリアフリーネットワーク会議	904-0011	沖縄県沖縄市照屋1丁目14-14	障がい者や高齢者のための福岡バリアフリー観光と外出支援情報の冊子化制作提供事業	5,000,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業(2団体 4,767,000円)

配 分 団 体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 リアルタイム地震・防災情報利用協議会	160-0016 東京都新宿区信濃町11-3 AK信濃町ビル2階	「緊急津波避難情報システム」地域活用の実証実験事業	4,267,000
特定非営利活動法人 つみっ庫くらぶ	675-1367 兵庫県小野市敷地町1623-7	防災シェルター設置と「防災スクール」のネットワーク化事業	500,000

③交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業(1団体 500,000円)

配 分 団 体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 バイシクルエコロジー ジャパン	178-0065 東京都練馬区西大泉3-26-6	自転車利用者の安全走行講習の整備事業	500,000

④文化財の保護を行う事業(3団体 7,500,000円)

配 分 団 体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 伊豆学研究会	410-2321 静岡県伊豆の国市三福913-7	伊豆地域に残る文化財保護のための古文書の調査活動事業	500,000
公益財団法人 山本能楽堂	540-0025 大阪府大阪市中央区徳井町1-3-6	国登録有形文化財・山本能楽堂の能舞台の檜皮葺改修事業	5,000,000
特定非営利活動法人 J-heritage	661-0044 兵庫県尼崎市武庫町4丁目2-15 インフォ武庫103号	神子畑近代化遺産の保存活用のための広報、集客事業	2,000,000

⑤青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業(39団体 56,404,000円)

配 分 団 体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 NATURAS	041-0806 北海道函館市美原2丁目9番20号	子どもたちの郷土愛を深める教育プロジェクト事業「ミニチュアのレンガのお家づくりで街と人の魅力を再発見」	500,000
特定非営利活動法人 思いをつなぐ会	370-0068 群馬県高崎市昭和町158-17	子供たちの有事に自分で自分の身を守るための実践体験事業	2,900,000
特定非営利活動法人 ふあいぶるクラブおがのむてっぽう	368-0111 埼玉県秩父郡小鹿野町飯田2844番地	子ども達の夢と生活力を高めるための「むてっぽう夏休み子ども教室」事業	500,000
公益財団法人 千葉県青少年協会	263-0016 千葉県千葉市稲毛区天台6丁目5番2号	高校生、大学生等若者が作り上げる地域交流イベント「ヤングフェスティバル」開催事業	1,020,000
特定非営利活動法人 子どもとまつど	271-0051 千葉県松戸市馬橋2855番地 マツドンビル松戸407	主に学童期の子どもと障がい者との交流を図ることで「心のバリアフリー」を推進する事業	500,000
公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会	102-0093 東京都千代田区平河町1丁目8番2号 山京半蔵門ビル303号	インターネット利用に係る非行及び被害防止対策の推進のためのセミナー事業	1,300,000
特定非営利活動法人 東京児童文化協会	162-0807 東京都新宿区東横町4番地	高齢者や被災者を励ますための「お手紙キャラバン隊」事業	5,000,000
特定非営利活動法人 基スカイパーク	136-0073 東京都江東区北砂6-19-11 コスモ大島101号	囲碁フェスタ2014 IN TOKYO開催事業	495,000
特定非営利活動法人 IWC国際市民の会	140-0015 東京都品川区西大井2-21-6	教員の外国人児童・生徒に日本語の指導と学校生活適応指導法の研修	600,000
特定非営利活動法人 おやじ日本	150-0042 東京都渋谷区宇田川町5-2 渋谷区役所神南分庁舎3階	公立小・中学校児童・生徒対象キャリア（生き方）教育のための学校と企業との連携支援事業「未来教室」	3,100,000
特定非営利活動法人 劇場創造ネットワーク	166-0002 東京都杉並区高円寺北2-1-2	「若者のためのじっくりものづくり塾」事業	500,000

配 分 団 体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
公益財団法人 日本郵趣協会	171-0031 東京都豊島区目白1-4-23 切手の博物館4階	障がいのある児童の自立や社会参加のための「特別支援教育」推進事業	500,000
特定非営利活動法人 全国不登校新聞社	114-0021 東京都北区岸町1-9-19	不登校・ひきこもりの子を持つ親のための研修合宿事業	450,000
特定非営利活動法人 シャーロックホームズ	220-0002 神奈川県横浜西区南軽井沢18-1 南軽井沢パークサイド110	困難を抱えた若者（不登校・ひきこもり等含む）のための就労支援・スキルアップ支援事業	5,000,000
特定非営利活動法人 地球学校	247-0007 神奈川県横浜市区小菅ヶ谷1-2-1 地球市民かながわプラザ1階NP0などのための事務室内	外国につながる子どものための「漢字学習」意欲向上教材の新規開発事業	500,000
特定非営利活動法人 農に学ぶ環境教育ネットワーク	227-0031 神奈川県横浜市区青葉区寺家町311番地	青少年健全育成のための地域参加型里山再生事業	4,000,000
特定非営利活動法人 のむぎ地域教育文化センター	227-0031 神奈川県横浜市区青葉区寺家町112	若者の自立支援「ユース・シェルター」実施事業	5,000,000
特定非営利活動法人 風小僧	946-0305 新潟県魚沼市大栃山183	青少年の豊かな人間性を育むための地域資源を活用した教育プログラム開発事業	4,927,000
特定非営利活動法人 小島バラ会	939-0274 富山県射水市小島799-2	バラづくりを通じた青少年の育成事業	640,000
特定非営利活動法人 命のバトン	918-8202 福井県福井市大東1丁目11番18号	小学生に、AEDを用いた心肺蘇生法と「命」の尊さを伝えるBLS授業の普及拡大事業	400,000
特定非営利活動法人 富士見町体育協会	399-0213 長野県諏訪郡富士見町乙事1000番地 富士見町海洋センター内	スポーツを通じて青少年の健全育成活動を図るための活動事業（幼児～少年を対象とする新規事業）	300,000
特定非営利活動法人 ぱーむぼいす	389-2301 長野県下高井郡木島平村大字穂高2895-8	子ども・若者の自立支援活動における居場所及び学習環境改善のための冷房機器の新規設置事業	1,134,000
特定非営利活動法人 ホールアース研究所	419-0305 静岡県富士宮市下柚野165	環境教育指導者を目指す大学生、社会人（若年者）のための実践的な自然体験活動指導者講座「キャンプリーダー養成講座」開催事業	290,000
特定非営利活動法人 アスクネット	456-0006 愛知県名古屋市中熱田区沢下町8-5 愛知県私学会館東館3階	愛知県の学校に通う高校生のための新しいチャレンジのできるインターンシップ事業	722,000
特定非営利活動法人 子育て・子育て支援NPOたんぽぽ	457-0863 愛知県名古屋市中南区豊4-10-6 堀田サンハイムA-512	子育て問題を解決するための講座開催事業	300,000
特定非営利活動法人 チャイルドラインMIEネットワーク	514-0125 三重県津市大里窪田町2709-1	子どもの心を受け止める子ども専用電話「チャイルドラインMIE」受け手養成講習会事業	600,000
特定非営利活動法人 あめんど	520-2133 滋賀県大津市野郷原2-3-7	不登校児、発達障がい児のための学習支援事業	500,000
特定非営利活動法人 オーシャンゲート ジャパン	542-0086 大阪府大阪市中央区西心斎橋2-18-6 7F ニュー心斎橋704号	青少年のメンタルヘルスケアの推進&水面のケア・サポーター育成のための海洋・プール活動事業	700,000
特定非営利活動法人 すいた環境学習協会	565-0873 大阪府吹田市藤白台4-17-1	児童たちが校庭で「二毛作」と「地産地消」を実体験する学習支援事業	500,000
特定非営利活動法人 のあつく自然学校	573-0042 大阪府枚方市村野西町5-1-306	自然体験活動施設おおすぎの茅葺屋根葺き替え等改修事業	5,000,000
特定非営利活動法人 棚田LOVES	679-2326 兵庫県神崎郡市川町谷915番地	青少年の人材育成のための棚田・地域再生事業～ステップ～	500,000
社会福祉法人 奈良いのちの電話協会	631-0816 奈良県奈良市西大寺本町8-27	子育て支援事業とネット相談事業の充実化事業	500,000
特定非営利活動法人 情報セキュリティ研究所	646-0011 和歌山県田辺市新庄町3353-9(Big-U内)	児童生徒及びその保護者のLINEによるトラブル対処のための相談事業	3,211,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 緑と水の連絡会議	694-0064	島根県大田市大田町大田4376-1	青少年の居場所・自習室施設の利便性向上のための改修事業	665,000
特定非営利活動法人 山口現代芸術研究所	753-0822	山口県山口市周布町3番50-45号	青少年向けアート・ワークショップの開発・開催拠点施設の利便性と安全性向上のための改修事業	1,800,000
特定非営利活動法人 四国ブロックフリースクール研究会	761-8064	香川県高松市上之町3-3-7	不登校・引きこもりを対象に表現力を高める講座開設のためのパソコン環境整備事業	350,000
特定非営利活動法人 えひめ子どもチャレンジ支援機構	791-1136	愛媛県松山市上野町甲650番地 愛媛県生涯学習センター内	青少年の健全育成を支える地域教育の再構築事業	500,000
特定非営利活動法人 仁淀川お宝探偵団	781-2124	高知県吾川郡いの町八田1467	仁淀川国際水切り大会を開催する事で青少年の環境を考慮した健全育成のための活動事業	500,000
特定非営利活動法人 KAプロジェクト	869-3601	熊本県上天草市大矢野町登立14147-4	青少年の健全育成のための自然体験教室事業	500,000

⑥健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業(1団体 500,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 伊賀フューチャーズクラブ	518-0861	三重県伊賀市上野東町2957 ナカミナビル3F	中高年者の健康保持増進のためのノルディックウォーキング普及展開事業	500,000

⑦地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業
(12団体 41,577,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 ひまわりの種の家	006-0016	北海道札幌市手稲区富丘6条7丁目6-28	青少年のための地球環境保全活動への参画意識を高める環境教育事業	1,578,000
特定非営利活動法人 しもかわ観光協会	098-1203	北海道上川郡下川町共栄町8番地	「環境未来都市しもかわ」における低炭素社会構築に向けたイベント展開事業	3,966,000
特定非営利活動法人 青森県樹木医会	039-3501	青森県青森市大字浅虫字坂本9-33	三内丸山遺跡縄文文化から学ぶ自然体験事業	1,806,000
特定非営利活動法人 みなと研究会	998-0011	山形県酒田市上安町1丁目5番地の2	ごみゼロ山形推進に海洋資源を利用した新たな取組の創出事業	4,960,000
特定非営利活動法人 富士山測候所を活用する会	102-0083	東京都千代田区麹町1-6-9 DIK麹町ビル901	日本の自然環境・生活環境を保全するための富士山頂を利用した越境酸性雨観測事業	4,700,000
特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター	102-0072	東京都千代田区飯田橋2-3-2 三信ビル401	地球温暖化に対処する市民や企業等の取組み及び税財政等の政策強化のための提言・啓発事業	3,900,000
特定非営利活動法人 鶴見川流域ネットワーク	223-0053	神奈川県横浜市港北区綱島西2-19-1 レベンス綱島西Ⅱ-A	鶴見川流域環境学習支援のための資機材運搬用車両の更改事業	940,000
特定非営利活動法人 森のライフスタイル研究所	396-0025	長野県伊那市荒井22番地 通り町第一ビル1F市民ひろば内	大震災被災地住民の生活環境の回復を図るための海岸保安林再生活動事業	5,000,000
特定非営利活動法人 イー・ピーイング	559-0034	大阪府大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCEビル11F西	都市住民のための「森とつながる」セミナー開催とそのカーボンオフセット事業	4,741,000
公益社団法人 生態系トラスト協会	781-0270	高知県高知市長浜4964-11	ヤイロチョウの保護区の森の監視及び調査のためのウェブカメラシステム導入事業	2,450,000
特定非営利活動法人 NPO砂浜美術館	789-1911	高知県幡多郡黒潮町浮瀬3573-5	人と自然のつきあい方を考えるための「旅する漂流物展」事業	2,736,000
特定非営利活動法人 I N O	904-2161	沖縄県沖縄市古謝228	サンゴ植え付けをはじめとする海洋環境貢献活動効率化のための専属船舶設置事業	4,800,000

(2) 東日本大震災の被災者救助・予防(復興)助成(24団体 96,593,000円)

東日本大震災による被災者の救助又はその予防(復興)を目的とする事業

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
社会福祉法人 大洋会	022-0006 岩手県大船渡市立根町字下欠125-15	被災地における重度身体障がい者の入浴のための機械浴槽の整備事業	5,000,000
社会福祉法人 典人会	022-0002 岩手県大船渡市大船渡町字山馬越196	被災地における介護老人福祉施設(小規模多機能居宅介護)新規開設に伴う、介護用リフト車の整備事業	3,543,000
特定非営利活動法人 フォルダ	024-0033 岩手県北上市幸町1-30	被災者の子育て支援コミュニティサロン事業	4,100,000
特定非営利活動法人 いわて連携復興センター	026-0021 岩手県釜石市只越町2-8-1	東日本大震災におけるNPOセクターの活動履歴の保存と、次の有事に対し平時からNPOとして持っておくべき予備知識や備えをまとめた冊子作成事業	4,530,000
特定非営利活動法人 東北の造形作家を支援する会	989-3121 宮城県仙台市青葉区郷六笹ノ上5-4	SOAT・児童館協働プロジェクト事業	3,500,000
社会福祉法人 円周福祉会	983-0013 宮城県仙台市宮城野区中野字葦畔180	津波の襲来の際に避難するための屋上への避難階段を設置する施設改修事業	5,000,000
特定非営利活動法人 せんだい社の子ども劇場	981-3133 宮城県仙台市泉区泉中央4-17-1	被災した親子が笑顔をとりもどし明日への一歩を踏み出すための『社の子まつり』開催事業	4,000,000
特定非営利活動法人 みらい東北	986-0803 宮城県石巻市水押2丁目10番2-45号	被災地の医療、看護、健康増進、移送支援とその事業化による自立化推進事業	4,900,000
特定非営利活動法人 秋田パドラーズ	010-0921 秋田県秋田市大町1-2-7	被災者自ら被災者(仮設住宅・地域住民)の心のケアを目的とした様々な支援活動と交流事業	4,650,000
特定非営利活動法人 ビーンズふくしま	960-8066 福島県福島市矢剣町22-5 2F	避難している子どもの学習・生活環境整備と地域コミュニティ再生のための復興支援事業	5,000,000
特定非営利活動法人 会津地域連携センター	965-0035 福島県会津若松市馬場町1-20-2F	会津に避難されている方への生活応援・交流・コミュニティ再生事業	3,950,000
特定非営利活動法人 ウェブストーリー	963-8017 福島県郡山市長者一丁目7番17号 さくらビル3階302-1号室	東日本大震災の被災地女性のための在宅就業支援事業	2,230,000
特定非営利活動法人 勿来まちづくりサポートセンター	974-8223 福島県いわき市佐糠町東一丁目19-5	被災地復興に防災緑地を活かす新しいまちづくりへのチャレンジプログラム事業	4,900,000
特定非営利活動法人 ヒューマンソーシャルハーモニー研究所	340-0203 埼玉県久喜市桜田3-10-51	被災者の広域避難先でのコミュニティ再生と自立支援のための生活支援事業	5,000,000
特定非営利活動法人 たすけあいの会ふれあいネットまつど	270-0003 千葉県松戸市東平賀7番地の2	千葉県東葛地域へ避難している方たちへの生活相談・支援活動のセンター(広域避難者相談支援センター)事業	5,000,000
特定非営利活動法人 フローレンス	102-0072 東京都千代田区飯田橋4-8-4 第二ビル502号室	放射能の影響で外で遊べない福島の子どものための屋内公園「ふくしまインドアパーク」事業	5,000,000
公益社団法人 日本水難救済会	102-0083 東京都千代田区麹町4丁目5番地 海事センタービル	被災地における水難救助体制復興のための救助機具整備事業	2,000,000
特定非営利活動法人 ICA文化事業協会	157-0072 東京都世田谷区祖師谷4-1-22-2F	福島県南相馬市における被災者のための自治会支援及び心のケア事業	5,000,000
公益財団法人 徳川ミュージアム	158-0082 東京都世田谷区等々力6-38-6 パークビル等々力101	東日本大震災により被害を受けた国指定史跡水戸徳川家墓所の保安管理のための安全管理柵設置事業	3,590,000
特定非営利活動法人 山の自然学クラブ	168-0071 東京都杉並区高井戸西1-26-5	地産材・被災樹木の活用と地域間連携による、建築製作を通じた被災地支援事業	2,600,000
特定非営利活動法人 野外遊び喜び総合研究所	183-0035 東京都府中市四谷3-27-1 96-A	福島県の子どもが「行きぬく力」を養う自然体験と若者の育成スキルアップのための復興支援事業	3,100,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
一般社団法人 スペースウェザー協会	259-0111	神奈川県中郡大磯町国府本郷1805-2	放射線汚染地域の放射線量データ収集、公開のための放射線量測定事業	3,000,000
特定非営利活動法人 日本レスキュー協会	664-0832	兵庫県伊丹市下河原2-2-13	東日本大震災被災者の心のケアをするための総合的なセラビードッグ普及事業	2,000,000
特定非営利活動法人 K I R A L i	680-0051	鳥取県鳥取市若桜町39 ロッス文化会館2F	東日本大震災県外避難者生活自立支援及び広域ネットワーク（中国五県）事業	5,000,000

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

(1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。

(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。

(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

19,183,421円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用

8,733,274円

(3) 合計

27,916,695円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

**平成２６年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に
付加された寄附金の配分団体等の認可について**

**平成２６年３月２８日
総務省**

第1 寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分について

1 配分対象事業

日本郵便株式会社は、寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金について、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「お年玉法」という。）第5条第2項により以下の事業を行う団体に対して寄附金を配分することが可能となっており、日本郵便株式会社は以下の10の事業について公募を行い、配分団体毎に配分すべき額を決定することとしている。

- ①社会福祉の増進
- ②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防
- ③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防
- ④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助
- ⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止
- ⑥文化財の保護
- ⑦青少年の健全な育成のための社会教育
- ⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興
- ⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護
- ⑩地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）

2 総務大臣の認可

お年玉法第7条に基づき、日本郵便株式会社がとりまとめた寄附金を配分団体毎の配分すべき額を決定するに当たっては、総務大臣の認可を要することとなっており、平成26年用寄附金付年賀葉書等に付加された寄附金について、今回、認可申請を受けたところ。

3 審議会への諮問

お年玉法第11条に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。

第2 日本郵便株式会社の寄附金配分団体の公募

1 概要

日本郵便株式会社では、平成25年8月に寄附金配分団体の公募を開始。

(1) 配分対象事業

平成27年3月末日までに完了するもので、第1の1①～⑩のとおり。

(2) 助成分野

ア 活動・一般プログラム

イ 活動・チャレンジプログラム

ウ 施設改修

エ 機器購入

オ 車両購入

カ 東日本大震災の被災者救助・予防（復興）【特別枠】

(申請可能団体)

ア～オ：社会福祉法人、更生保護法人、公益社団法人（公益社団法人に移行予定の特例社団法人を含む。）、公益財団法人（公益財団法人に移行予定の特例財団法人を含む）、特定非営利活動法人（NPO法人）

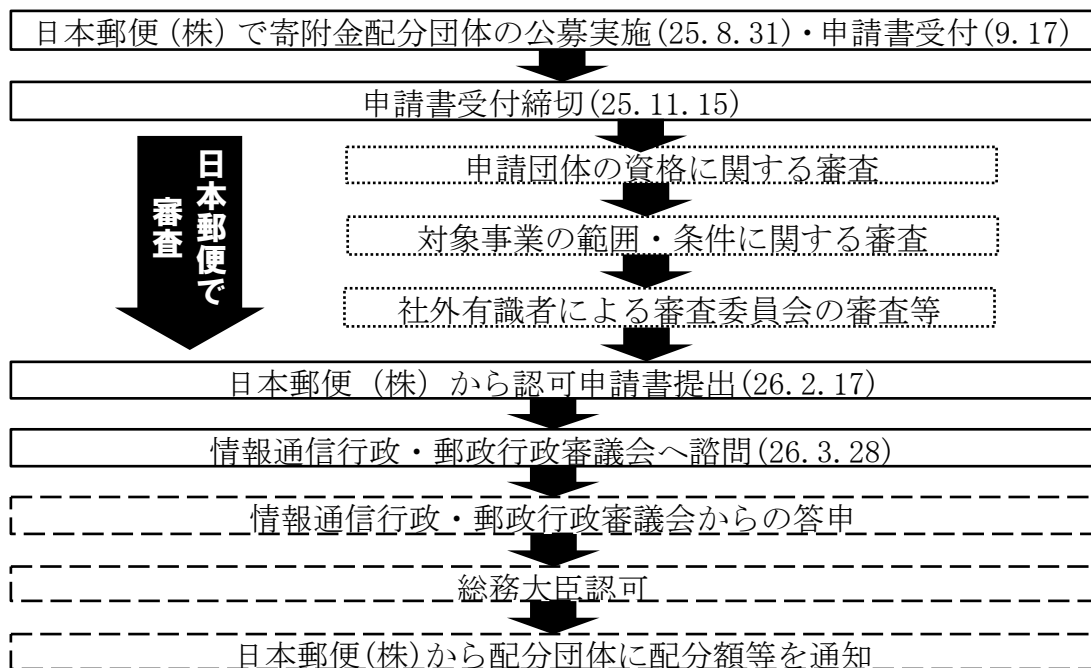
カ：営利を目的としない法人（上記団体に加え、一般社団法人、一般財団法人、生協法人、学校法人等）

(3) 連続年配分の制限

2年連続して同一団体（法人）は助成不可。

（前回又は今回のどちらかで、上記のイ又はカの分野で事業実施の場合を除く。）

2 寄附金配分までの流れ



第3 日本郵便株式会社からの申請

1 概要

平成26年の寄附金付年賀葉書・年賀切手で寄せられた寄附金の配分について、次の(1)～(3)の申請があったもの。

(1) 配分金・配分団体の決定(お年玉法第7条第4項)

ア 配分金

(ア) 寄せられた寄附金額

	販売枚数	寄附金額
寄附金付年賀葉書 (50円+寄附金5円)	1億0,927万枚	5億4,633万円
寄附金付年賀切手 (50円+寄附金3円)	1,085万枚	3,255万円
寄附金付年賀切手 (80円+寄附金3円)	111万枚	334万円
合計	1億2,123万枚	5億8,222万円

(イ) 配分原資と配分金

寄附金額①	5億8,222万円
前年からの繰越金②	6,036万円
配分費用③	2,792万円
配分原資(④=①+②-③)	6億1,466万円
配分金⑤	6億0,402万円
繰越金(④-⑤)	1,064万円

(万枚・万円未満は四捨五入)

イ 日本郵便株式会社が寄附金を配分しようとする団体数

297団体

【配分団体が行う事業の例】

- ・ 重度障害者共同生活施設の改修事業
- ・ 青少年の健全育成のための自然体験教室事業
- ・ 被災地における水難救助体制復興のための救助機具整備事業

(2) 配分団体が守らなければならない事項(お年玉法第7条第4項)

配分金の目的外利用禁止や他の資金と区別して経理すること等を定めているもの。

(3) 配分金の使途についての監査に関する事項(お年玉法第7条第4項)

配分団体の監査応諾義務や監査の実施方法等を定めているもの。

2 日本郵便株式会社における寄附金配分の考え方

(1) 審査方法

ア 適格性審査

- ①申請可能な法人格を有していること
- ②2年連続して配分を受けるものでないこと（前回又は今回のどちらかで、東日本大震災の被災者救助・予防(復興)又は活動・チャレンジプログラムによる事業実施の場合は除く。）
- ③必要な添付書類が付されていること
等について審査を実施。

イ 配分審査

申請1件当たり2名の審査委員により審査・評価し、審査委員会に報告・審議。申請事業の内容評価のほか、より多くの団体に配分が可能になるよう、定量的条件を加味して優先順位をつける。

【申請事業に期待する項目】

- 先駆性の高い事業であること
- 社会的ニーズとその波及効果の高い事業であること
- 事業計画の明確性・実現性が高い事業であること
- 事業実施の緊急性の高い事業であること

【定量的条件】

- 寄附金申請額が少額
- 一定の自己負担がある。自己負担額割合が高い
- 団体の前年度決算における次期繰越剰余金がより少額

(2) 団体からの申請と採択状況

日本郵便宛の 団体からの申請		日本郵便の配分(案)		採択率	
件数	金額(万円)	件数	金額(万円)	件数	金額
870	231,378	297	60,402	34.1%	26.1%
(1,164)	(318,489)	(275)	(60,011)	(23.6%)	(18.8%)

(括弧内は前年)

第4 審査結果

お年玉法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
取りまとめた寄附金から控除される次の費用が妥当であること ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金のとりまとめのため日本郵便株式会社（以下「会社」という。）において特に要した費用 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度）（お年玉法第7条第2項）	適	会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金公募の周知費用（周知用チラシ、新聞広告掲載料）等を計上しているところ、当該費用の額は、適切に積算されていることから、妥当なものと認められる。 また、会社は、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、当該費用の額は、適切に積算されていると認められ、かつ、お年玉法第7条第2項に定める限度額を超えないものであることから、当該費用の額については、妥当なものと認められる。 ※今回の寄附金の配分に当たって会社が控除する費用（注：万円未満は四捨五入） ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用 （ア）使途 寄附金公募の周知費用（周知用チラシ、新聞広告掲載料）、業務委託費等 （イ）金額 1,918万円 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等 （イ）金額

審査基準	審査結果	理由
		873万円 ※お年玉法第7条第2項で定める上限（寄附金額5億8,222万円の100分の1.5に相当する額：873万円）の範囲を超えていない。
寄附金が、社会福祉の増進を目的とする事業等のお年玉法第5条第2項各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てられていること。 （お年玉法第7条第3項）	適	配分団体の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請団体の資格及びお年玉法第5条第2項各号に掲げる事業を行う団体か否かについての内容審査を行った上で公募時に公表している審査基準に則って、社外有識者から構成される審査委員会で審議等を経て付された優先順位に従って決定している。 配分団体ごとの配分すべき額の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請額を基本として審査委員会が必要に応じて行う査定に基づいて決定していることから、審査の過程については、公正であると認められる。以上より、配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額の決定は妥当なものと認められる。
配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 （お年玉法第7条第4項）	適	配分団体が守らなければならない事項は、配分金の使途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等を定めており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、妥当なものと認められる。
配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項が定められていること。 （お年玉法第7条第4項）	適	監査に関する事項は、監査に応ずる義務、監査の実施時期、監査の実施方法を定めており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、妥当なものと認められる。

参考資料

1 日本郵便（株）の寄附金の事業別配分推移

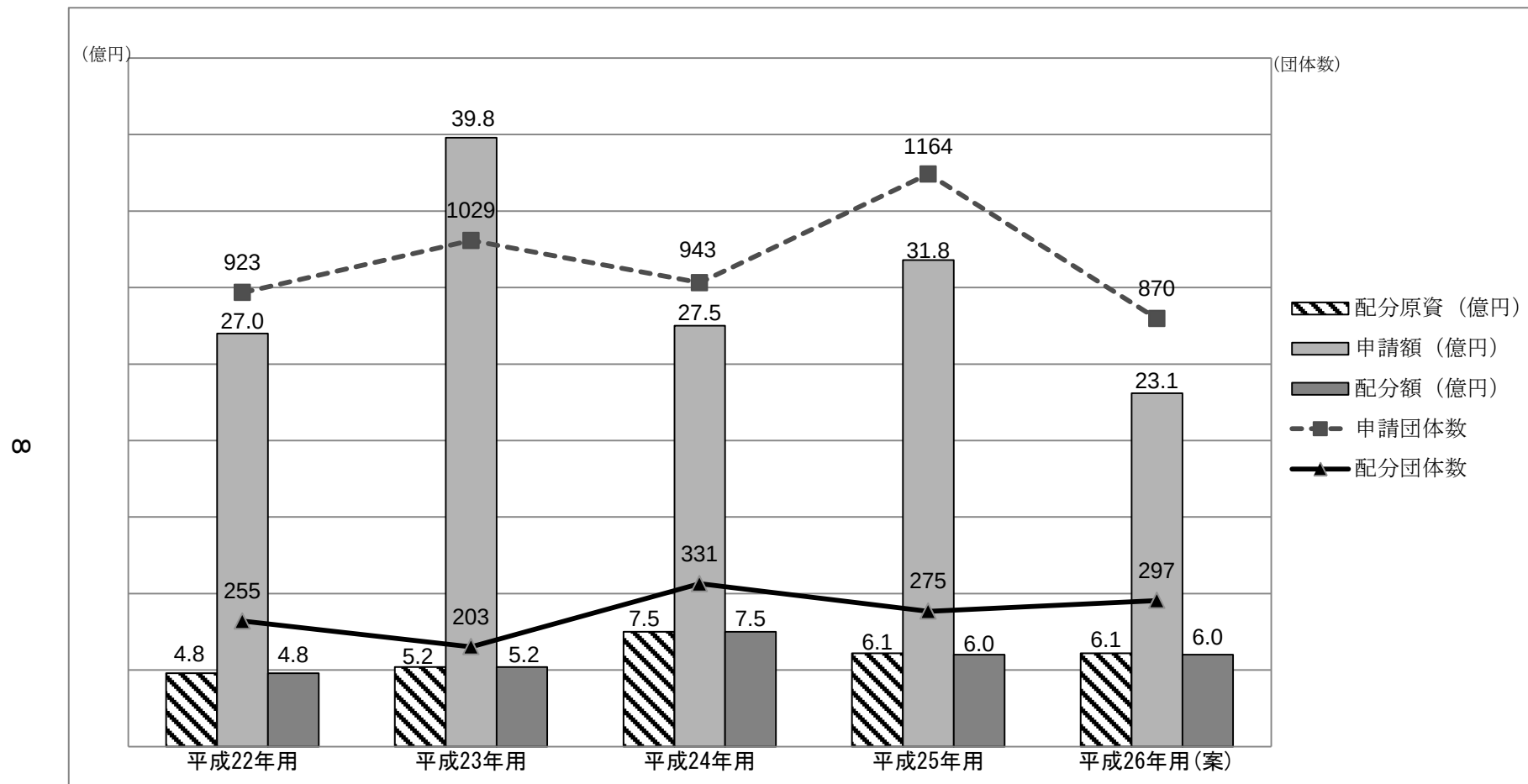
（金額：万円）

事業\項目	平成22年用		平成23年用		平成24年用		平成25年用		平成26年用(案)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1号事業（社会福祉増進）	176	29,287	142	29,038	226	43,132	180	34,951	215	39,618
2号事業（非常災害救助・予防）	3	610	8	10,184	39	14,991	30	10,735	26	10,136
（再掲）東日本大震災	-	-	7	10,084	33	13,087	29	10,686	24	9,659
3号事業（特殊疾病治療・予防）	0	0	0	0	4	1,300	3	550	0	0
4号事業（原爆治療・援助）	1	500	2	644	0	0	0	0	0	0
5号事業（交通事故・水難）	1	50	0	0	1	320	0	0	1	50
6号事業（文化財保護）	4	745	2	550	3	1,020	3	589	3	750
7号事業（青少年健全育成）	38	6,611	31	4,102	35	5,867	39	6,111	39	5,640
8号事業（健康保持増進）	5	306	0	0	1	255	1	11	1	50
9号事業（海外留学生援護）	1	175	0	0	0	0	2	840	0	0
10号事業（地球環境保全）	26	9,505	18	7,051	22	7,809	17	6,225	12	4,158
計	255	47,789	203	51,568	331	74,694	275	60,011	297	60,402

【参考】東日本大震災の被災者の救助等を寄附目的とする特殊切手「東日本大震災寄附金付」（額面80円＋寄附金20円 販売期間：H23.6.21～9.30）及び郵便葉書「東日本大震災寄附金付かもめ～る」（額面50円＋寄附金5円 販売期間：H23.6.1～8.26）の寄附金配分状況

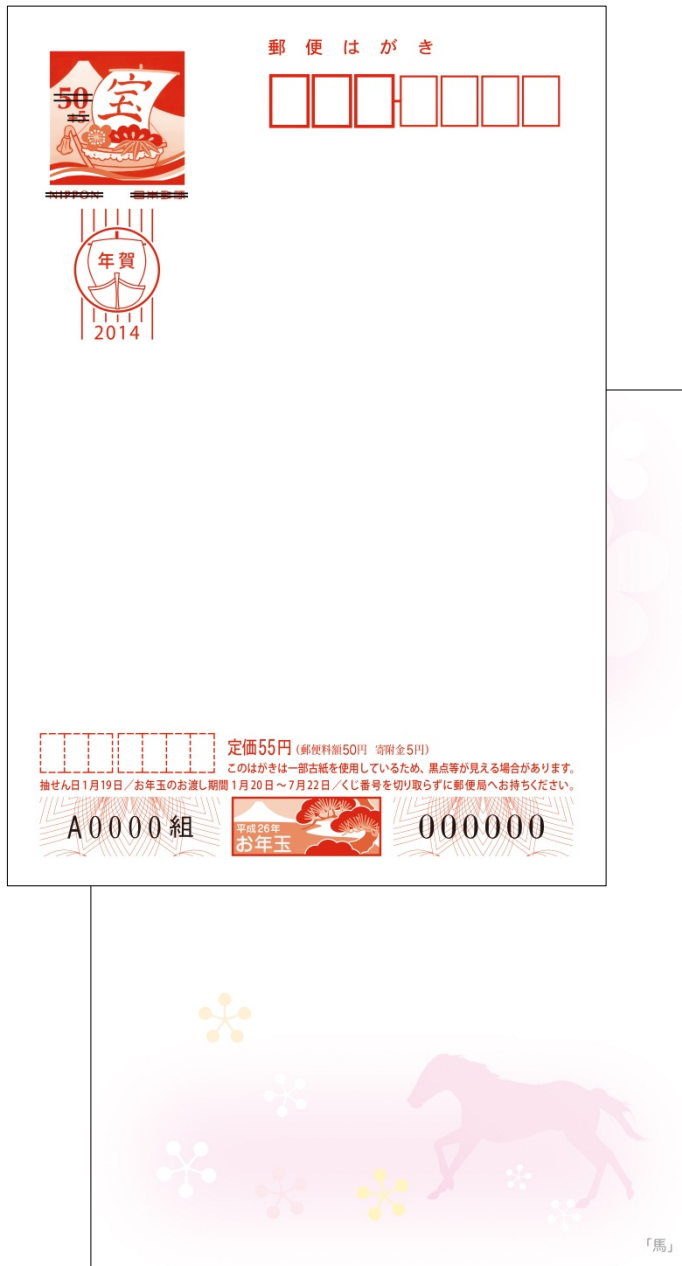
83団体（6県、77市町村）に総額8億9,297万円を配分

2 最近5年間の寄附金の配分原資・日本郵便（株）への申請・配分状況



※平成23年用年賀については、東日本大震災被災者支援のため緊急公募を行い、通常の申請に加えて45団体9.2億円の申請が寄せられたことから、申請額及び申請団体数が例年より多くなっている。

3 平成26年用寄附金付の年賀葉書と年賀切手



【全国版：寄附金付年賀葉書（50円＋寄附金5円）】

■意匠：料額印面／宝船

裏面／馬

■原画作者：星山 理佳

■販売地域等：全国及び切手SHOP

■印面寸法（縦×横）：25.0mm×22.5mm



【寄附金付年賀切手（50円＋寄附金3円）】

■意匠：のごみ人形「稲荷駒」

■原画作者：中丸 ひとみ

■販売地域等：全国及び切手SHOP

■印面寸法（縦×横）：48.0mm×22.5mm



【寄附金付年賀切手（80円＋寄附金3円）】

■意匠：琉球張り子「チンチン馬」

■原画作者：貝淵 純子

■販売地域等：全国及び切手SHOP

■印面寸法（縦×横）：48.0mm×22.5mm

4 寄附金の公募要領（日本郵便株式会社報道発表資料）

2013年8月30日

日本郵便株式会社

2014（平成26）年度年賀寄附金配分団体の公募

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 高橋 亨）は、2014（平成26）年度年賀寄附金配分団体の公募を2013（平成25）年9月17日（火）から開始いたします。

寄附金付年賀葉書による年賀寄附金助成は、1949（昭和24）年に始まり、今年で64年を迎え、64年という歴史を刻む中で、日本固有の寄附文化に発展してきました。寄附金付年賀葉書は、戦後の社会経済の復興という時代背景の下で、国民の福祉の増進を図ることを目的として発行され、1949（昭和24）年にはお年玉付郵便葉書等に関する法律が制定されました。1991（平成3）年には寄附金付年賀切手も発行され、これまでに寄せられた寄附金による配分額の総額は約485億円に上ります。これまでに多くの寄附をお寄せいただいた皆さまの心優しい温かいお力添えに心から感謝申し上げます。

お預かりしました寄附金は、総務大臣の認可を経て、法律で定められた10の分野の事業を行う全国各地の多くの団体に配分され、地域及び社会の発展、環境保全に大きく貢献し、果たしてきた役割は非常に大きいと考えます。

また、2014（平成26）年度年賀寄附金の配分においても、これまでの配分助成（一般枠）のほか、2013（平成25）年度に引き続き、東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を支援するために、特別枠として「東日本大震災の被災者救助・予防（復興）」を設定しています。

皆さまからのより多くの申請をお待ちしております。

1 配分助成事業

(1) 配分対象団体

次のアに掲げる法人であって、イの事業を行う団体が対象となります。

ア 一般枠：社会福祉法人、更生保護法人、公益社団法人（公益社団法人に移行予定の特例社団法人を含む。）、公益財団法人（公益財団法人に移行予定の特例財団法人を含む。）、特定非営利活動法人（NPO法人）

特別枠：営利を目的としない法人

イ 「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（昭和24年法律第224号）に定められた10の分野

(7) 社会福祉の増進を目的とする事業

(イ) 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業

(ウ) がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業

(エ) 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業

(オ) 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業

(カ) 文化財の保護を行う事業

(キ) 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業

(ク) 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業

- (ケ) 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
(コ) 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業
※ 特別枠の「東日本大震災の被災者救助・予防（復興）」については、上記（イ）の事業のうち、特に「東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を目的とする事業」を対象とします。

(2) 配分事業分野・区分

配分事業は次の6つの分野・区分とします。

ア 一般枠

- (ア) 活動・一般プログラム
(イ) 活動・チャレンジプログラム
(ウ) 施設改修
(エ) 機器購入
(オ) 車両購入

イ 特別枠

東日本大震災の被災者救助・予防（復興）

(3) 申請金額（上限）

申請金額の上限は、1件当たり500万円とし、活動・チャレンジプログラムについてのみ50万円とします。

2 配分申請の受付期間

2013（平成25）年9月17日（火）～同年11月15日（金）（当日消印有効）

3 配分申請書類

本日より、日本郵便株式会社Webサイト（<http://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/index.html>）に掲載します。

※ 申請書類は、配分事業分野・区分ごとに6種類の申請書がありますので、いずれか1つを選択してください。

4 配分申請書類の送付先

100-8798 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号

日本郵便株式会社 総務部 環境・社会貢献室 年賀寄附金事務局

（参考）

年賀寄附金ホームページ（<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>）

以 上

【報道関係の方のお問い合わせ先】

日本郵便株式会社 総務部 広報室 報道担当

電話：（直 通）03-3504-9798

（F A X）03-3595-0839

【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社 総務部 環境・社会貢献室

電話：（直 通）03-3504-4401

（F A X）03-3592-7620

平成 26 年度年賀寄附金 配分申請要領
— 社会貢献事業への助成金申請の公募 —

社会貢献事業に対する平成 26 年度年賀寄附金の配分団体を
次のとおり公募いたします。

申請受付期間：平成 25 年 9 月 17 日（火）～同年 11 月 15 日（金）
（※締切日が昨年度より早まっておりますので、ご注意ください。）

1. 年賀寄附金について

年賀寄附金配分事業は、「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（昭和 24（1949）年法律第 224 号）に基づいて、日本郵便株式会社がこれを行っており、「寄附金付お年玉付郵便葉書」（以下「寄附金付年賀葉書」という。）及び「寄附金付お年玉付郵便切手」（以下「寄附金付年賀切手」という。）の寄附金を、法律に定められている 10 の事業のいずれかの事業を行う団体に配分します。

寄附金付年賀葉書は、国民の福祉の増進を図ることを目的として、昭和 24（1949）年 12 月から、寄附金付年賀切手は、平成 3（1991）年から発行しています。今年で 64 年となり、寄附金の配分額の総額は約 485 億円にも達しています。

2. 申請可能事業

申請可能事業は、お年玉付郵便葉書等に関する法律に規定された 10 の事業のいずれかに該当し、かつ、申請法人の定款又は寄附行為に基づいて行う事業とします。

また、日本国内で実施される事業を対象とし、海外で実施される事業は除きます。

なお、海外活動を行う団体が国内で行う啓発事業等は、国内で行われる事業として対象とします。

表 1 お年玉付郵便葉書等に関する法律第 5 条第 2 項に規定された 10 の事業

① 社会福祉の増進を目的とする事業	⑥ 文化財の保護を行う事業
② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業	⑦ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
③ がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業	⑧ 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
④ 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業	⑨ 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
⑤ 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業	⑩ 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがつて広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

3. 年賀寄附金配分事業の分野・区分

年賀寄附金配分事業は、下表の助成分野・区分に分けて行います。

表2 助成分野・区分及び申請可能額

助成分野	区 分	申請可能額
一般枠	活動・一般プログラム 公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・イベント又は新規事業を支援	～500万円まで
	活動・チャレンジプログラム ^(※1) 公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・イベント又は新規事業を支援	～50万円まで
	施設改修 公益活動を行う団体の事業をより効率的・効果的に実施するために必要な施設の改修等を支援	～500万円まで
	機器購入 公益活動を行う団体の事業をより効率的・効果的に実施するために必要な車両以外の機器の購入を支援	
	車両購入 公益活動を行う団体の事業をより効率的・効果的に実施するために車両の購入を支援	
特別枠	東日本大震災の被災者救助・予防（復興） ^(※2) （活動・施設・機器・車両の区分はありません）	～500万円まで

(※1) 活動・チャレンジプログラムは、新規事業の企画、調査、試行を経て継続事業運営に入っていくステップを支援することにより、社会に先駆的事业が育ち、助成の裾野が広がることを企図しています。そのため、毎年度の申請と審査を条件として4年間継続して配分を受けることが可能となっています。4年間継続せずに単年度で完了することや、また、途中の年度から「活動・一般プログラム」としてより大きな事業を申請することも可能です（詳細は6(2)「連続年配分の制限」を参照してください。）。

(※2) 特別枠の東日本大震災の被災者救助・予防（復興）助成については、表1の②の事業のうち、特に東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を目的とする事業を対象とします。

(※3) カーボンオフセット活動による事業については、一般枠の活動・一般プログラムで申請することが可能で、表1の10の事業のうち⑩の事業となります。

4. 申請可能団体

申請可能団体は、下表に掲げる法人であって、申請時直近の決算時において法人登記後1年以上が経過し、かつ、過去1年間を期間とする年度決算書が確定している法人とします。また、法令に定める事業報告書等の作成及び提出等、法令上法人として求められる義務を遵守している必要があります。

表3 申請可能団体

助成分野	申請可能団体
一般枠	社会福祉法人、更生保護法人、公益社団法人（公益社団法人に移行予定の特例社団法人を含む。）、公益財団法人（公益財団法人に移行予定の特例財団法人を含む。）及び特定非営利活動法人（NPO法人）
特別枠	営利を目的としない法人（具体的には、一般枠申請可能団体に加え、一般社団法人、一般財団法人、生協法人、学校法人等）

5. 対象となる経費

対象となる経費は、助成分野・区分ごとに下表のとおりです。

表4 対象となる経費

助成分野・区分	対 象 経 費
一般枠	
活動・一般 活動・チャレ ンジ	①活動経費は別冊「平成 26 年度 年賀寄附金配分事業 活動分野助成対象経費基準」（以下「経費基準」といいます。）の範囲内とします。 ②経費基準に記載された助成対象外経費は、事業総額、申請額、自己資金額のいずれにも計上しないでください。
施設改修	①建物と外構が助成対象です。建物については、壁、窓、床、天井、屋根等の修復、間取りの変更工事、水周り工事及び耐震工事が助成対象となります。また、外構工事は門、塀、柵、植栽、物置等の設置又は修復工事、水泳プール、ビオトープ、園庭に固定する大型遊具、ツリーハウス等に関わる工事が助成対象です。 ※設備（電気・照明・空調・昇降機・防犯設備・通信設備等）については、その設置工事を含めて「機器購入」で申請してください。 ②自ら所有する施設又は公的施設を助成対象とします。借用施設の改修については借主と団体との間で、有償、無償を問わず、平成 25 年 4 月 1 日時点において 5 年以上の長期貸与契約がなされており、かつ、残存契約期間が 3 年以上であるものを対象とします。
機器購入	①機器本体費用及び設置工事費用が助成対象です。 ②配備後、自ら所有するものとし、リース及びレンタルによる配備や中古品の購入は助成対象外です。
車両購入	①購入する車両は 1 台のみとし、車両本体価格及びその消費税を助成対象とします。付属品及びオプション品の購入費用並びに税金及び登録諸費用は助成対象外です。見積書及び事業完了時の領収書は、車両本体価格及びその消費税とそれら以外が分かるものを提出していただきます。 ②配備後、自ら所有するものとし、リース及びレンタルによる配備や中古品の購入は助成対象外です。
特別枠	
東日本大震災 の被災者救 助・予防（復 興）	①活動・施設・機器・車両の区分はありませんが、活動については、別冊の経費基準の範囲内としてください。 ②また、施設改修、機器購入、車両購入を含めて申請することができます。その場合、上記「施設改修」、「機器購入」、「車両購入」の対象経費を準用してください。

6. その他の条件

(1) 事業期間

配分事業は寄附金を配分することを決定した日以降に実施し、平成 27 年 3 月末日までに経費の精算（支払）も含めて完了するものを対象とします。

(2) 連続年配分の制限

年賀寄附金配分助成は、広く多くの団体に助成金を活用していただきたいとの観点から、活動・チャレンジプログラム及び東日本大震災の被災者救助・予防（復興）を除いて 2 年連続して同一団体（法人）が助成を受けることはできません。前回助成を受けた分野・区分により異なりますので、次表により確認してください。

表5 前回助成を受けた団体の今回申請可能な分野・区分

前回（平成25年度）年賀寄附金 助成を受けた分野・区分		今回（平成26年度） 申請可能な分野・区分
一般枠	活動・一般ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ、施設 改修、機器購入、車両購入	特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））
	活動・ﾁｬﾚﾝｼﾞﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ （4年目）	特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））
	活動・ﾁｬﾚﾝｼﾞﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ （3年目まで）	活動・ﾁｬﾚﾝｼﾞﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの継続申請の他、他の一般枠（活動・一般ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ、施設改修、機器購入、車両購入）及び特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））
特別枠	東日本大震災の被災者救助・予防（復興）	一般枠全て（活動・一般ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ、活動・ﾁｬﾚﾝｼﾞﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ、施設改修、機器購入、車両購入）及び特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））

(3) 反社会的勢力の排除

ア 申請団体の役員等又は委託先等が次の各項目のいずれにも該当しないことを申請書の該当箇所にて表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを申請書の該当箇所にて確約していただきます。

(7) 暴力団、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ(*)、特殊知能暴力集団等、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次に掲げる者であること

- ① 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
- ② 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- ③ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
(以下これらを総称して「反社会的勢力」という。)

(4) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(5) 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(6) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(*) 社会運動等標ぼうゴロ：社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

イ 申請団体の役員等又は委託先等が次の各項目の一にでも該当する行為を行わないことを申請書の該当箇所にて確約していただきます。

(7) 自ら若しくは第三者を利用した申請事業に関する脅迫的言辞、詐欺的言辞若しくは暴力的行為又は法的な責任を超えた不当な要求

(4) 自ら若しくは第三者を利用した当社の名誉や信用等の毀損又は毀損するおそれのある行為

(5) 自ら若しくは第三者を利用した当社の業務の妨害又は妨害するおそれのある行為

(6) その他前各項目に準ずる行為

※ 前記アの各項目のいずれかに該当し、若しくは前記イの各項目のいずれかに該当する行為をし、又は前記アによる表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、採択を取り消すこと又は配分金の返還を求めることがありますので、あら

はじめご了承ください。

(4) その他

- ア 年賀寄附金助成事業に他の助成団体等の補助金・助成金を加えて実施することはできません。年賀寄附金助成へ申請した事業と同一の事業を他の助成団体に並行して申請することは可能ですが、他の補助金・助成金の配分が決定された場合には、年賀助成金配分辞退の有無を含め事務局へ速やかにご連絡をお願いいたします。
- イ 助成事業は団体が自ら実施する必要がある、助成金を他へ再配分する事業は助成対象外です。団体の責任において助成事業の一部を外部に委託することは可能です。
- ウ 自己負担金は、団体自らが確実に準備できる額としてください。申請時の自己負担金が準備できない等の場合、辞退していただくこともあります。
- エ 申請は1法人1申請とします（1施設1申請ではありません。）。
- オ 整備する浴槽、配備する車両等が施設の入居者・利用者へのサービス提供に直接利用されるなど、寄附金配分対象となっている10の事業（表1参照）の実施に直接つながる内容としてください。
- カ その他、ご不明の点については「14. お問い合わせ」を参照していただき、お問い合わせください。

7. 申請方法

(1) 配分申請書について

年賀寄附金配分申請書の各種様式は年賀寄附金ホームページ等からダウンロードできます。

- ・年賀寄附金ホームページ (<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>)
- ・郵便CSRブログ (<http://blog.post.japanpost.jp/csr/>)

次の6種類の申請書がありますので、いずれか1つを選択してください。

活動・ 一般	活動・ チャレンジ	施設 改修	機器 購入	車両 購入	東日本大震災 被災者救助等
一般枠					特別枠

(2) 配分申請書の記載要領

- ア 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク（印刷、ボールペン又は万年筆）の使用をお願いいたします。鉛筆や消せるボールペン（インク）は使用しないでください。
- イ 配分申請書は、審査資料としてそのまま複写しますので、糊付けやホチキス留めはしないでください。配分申請書用紙に切り貼りをした場合は複写したものを提出してください。印刷又は複写は片面刷りとし、両面刷りにしないでください。
- ウ 配分申請書は所定の様式を使用してください。配分申請書のフォーマットを変更したり、ページ数を増やしたりすることはしないでください。
- エ 審査は配分申請書により行いますので、配分申請要領、配分申請書の注意書きに従い、的確かつ簡潔に記載してください。添付資料がある場合は添付資料参照とはせずに必要な事柄は必ず配分申請書に記載してください。

(3) 申請時に提出する書類（各項目の【必須】は必ず提出していただく書類です。）

ア 年賀寄附金配分申請書【必須】

イ 配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事等の意見書（原本）(*4)【必須】

(*4)意見書の入手には時間を要します。10月25日頃までを目安に所管部門に意見書の交付申請をしてください。

ウ 申請する団体の定款又は寄附行為（写し）(*5)【必須】

エ 平成24年度申請団体収支決算書（写し）(*5)(*6)【必須】

オ 平成25年度申請団体収支予算書（写し）(*6)【必須】

(*5)ウ、エについては、NPO法人の場合は、内閣府 NPO 法人ポータルサイト (<https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>) に法人掲載資料として掲載されていること、また、NPO 法人以外の団体の場合は、自団体のホームページ等に掲載されていることが望まれます。

(*6)エ、オについては、NPO 法人の場合は NPO 法人会計基準に、公益法人の場合は公益法人会計基準に、また、社会福祉法人の場合は社会福祉法人会計基準に準拠していることが望まれます。

カ 必要な見積書（写し）【必須】

キ 郵便葉書【必須】

申請書類を受領した旨を事務局より通知いたしますので、配分申請書 P.1「実施責任者」の連絡先（住所）・氏名を宛名面に記載してください。

ク 申請団体を紹介したパンフレット等（作成している場合）

ケ その他必要な補助資料（審査で必要な内容は必ず申請書に記載してください。）

（以下の資料は、該当する申請のみ必ず提出していただく資料です。）

コ 改修施設の図面及び改修箇所の写真等、施設改修を行う内容が具体的に分かる資料

写真を添付する場合、写真の裏に団体名を記入し A 4 用紙に張り付けて提出してください（A 4 用紙への直接印刷・コピーも可。）。A 4 用紙に複数枚の写真を貼付又は印刷していただいてもかまいません。写真を貼付又は印刷した A 4 用紙は 2 枚（2 ページ）までとします。

サ 改修する施設が借用施設であるときは当該施設の貸与契約書（写し）

シ 文化財の保護事業の申請の場合は助成対象物が文化財指定を受けていることが分かる登録証明書等（写し）

(4) よく利用する郵便局

配分申請書 P.3 において、よく利用する郵便局の記入欄にご記入の郵便局から連絡等を行うことがありますので、ご了承ください。

(5) 提出先及び提出方法

申請書類は下記の提出先宛て、必ず受付期間内に郵送してください。

配分申請書は折らないで、そのまま入る封筒を使用し、特定記録郵便又は簡易書留郵便にてお送りください。

なお、申請に必要な書類が全てそろっていることを必ず確認の上、提出してください。

特に「意見書」は必須ですので、入手のための余裕期間（おおむね 2 週間以上）を考慮してご準備ください。

(申請書類の提出先)

郵便番号 100-8798

東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 - 2

日本郵便株式会社 総務部 環境・社会貢献室 年賀寄附金事務局

〔※封筒表面に「申請書在中」と朱書きで表示してください。〕

受付期間は平成 25 年 9 月 17 日(火)から、平成 25 年 11 月 15 日(金)(当日消印有効)までです。
消印(差出し)が平成 25 年 11 月 16 日(土)以降の応募については、理由にかかわらず受理いたしません。

8. 申請事業に期待する項目及び優先度合い(審査のポイント)

(1) 申請事業に期待する項目

ア 先駆性(先駆性が高く発展性のある事業)

従来から行われている事業をそのまま実施するのではなく、従来の考え方にとらわれない新たな取組又は事業プロセスの新たな改善等を行う事業であり、他の団体でも今後実施される等の発展性のあるもの。

イ 社会性(社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業)

大きな社会的課題となっているもの又は必要とされながら従来行われていなかったもの等の社会的要請・ニーズを充足する事業であり、その事業が実施されることにより、他でも同様の事業が実施されやすくなる等の波及効果が高いもの。事業を実施する者の事業の効率性や安全性が向上するものも含む。

ウ 実現性(事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見込める事業)

事業は具体的に計画され、1 年間の事業内容として団体の事業規模・収支規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調達が準備され、事業の成果目標が定量的・定性的に明確化され、今回の事業につながる過去の蓄積を持ち、実現性が高く継続・発展が見込めるもの。

エ 緊急性(緊急性の高い事業)

ここ 1 年間の事業年度内に実施する必要性が高いもの。

(2) 定量的条件の配慮

上記(1)の期待することに加えて、以下の定量的条件が優先順位に加味されます。

ア 寄附金申請額がより小さい方を優先(助成を必要とできるだけ多くの団体に配分するため)

イ 申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が大きい方を優先(事業の実施に向けて自己努力意識や準備の高い団体、自己負担割合が 10%以上であることを期待します。)

ウ 団体の前年度決算における次期繰越剰余金のより小さい方を優先(財政状況が厳しく助成の必要性のより高い団体)

※ 審査に当たっては、上記(1)及び(2)について総合的に判定いたします。

9. 配分の決定と通知の時期

- (1) 寄附金配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可を受けて決定いたします。
- (2) 配分団体・配分額の決定は平成 26 年 3 月末を予定しています。
決定後、申請された団体には、採否結果を書面にてお知らせするとともに、配分団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を当社ホームページ等で公表いたします。
- (3) 採択に際して、申請額を査定し、配分金額が減額となることがあります。

10. 配分事業の実施

- (1) 配分決定の時期は申請時から半年ほど経過しており、状況の変化もあると考えられますので、配分決定した内容に基づき、事業計画を再確認していただきます。見積もりを再度取り、現状に即した「事業実施計画書」を作成し、提出していただき、これに基づき事業を実施していただくこととなります。
なお、申請内容に基づき、審査・決定をしていますので、原則としてその内容を変えることはできません。
- (2) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業費総額が減少した場合は、その差額分だけ配分決定金額から減額いたします。自己負担金額の減額はできません。減少した金額分の返納をいただくことがあります。また、事業費総額が逆に増加した場合であっても、配分額は増額になりませんので、増額分を自己負担していただくこととなります。これらにつきあらかじめご了承ください。
- (3) 寄附金は事業の終了月の月末に団体が指定した金融機関口座宛てに送金します。ただし、活動・一般プログラム、活動・チャレンジプログラム及び東日本大震災の被災者救助・予防（復興）については、事業開始月の月末に送金することも可能です。

11. 年賀寄附金配分事業の表示

寄附金配分を受けて実施した事業においては、購入物件のある場合はその物件へ、冊子を調製したときはその冊子へ、その他の場合は何らかの方法をもって年賀寄附金配分事業により実施した旨の表示をしていただきます（詳細につきましては配分決定後、実施計画書を作成していただく際にご説明いたします。）。

なお、寄附金配分を受けて実施した事業につき機関誌等へ掲載する場合も、「日本郵便株式会社から年賀寄附金配分を受けました」等の記述をお願いします。

12. 事業終了時

事業の終了時には「事業完了会計報告書」を作成していただき、事業の終了月の翌月末までに提出していただきます。

13. 監査及び評価

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されたか、事業のその後はどうなったのか等を確認するため、法律により監査が義務付けられています。日本郵便株式会社社員が監査のために派遣され実地で監査を行います。

また、事業の完了後、「事業成果報告・自己評価書」を提出していただき、評価委員会による評価を行います。その際、ヒアリング調査（選定された案件につき）を行うことがあります。ご協力をお願いします。

なお、優れた成果を残された団体については、その事業を広くPRさせていただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。

14. お問い合わせ

(1) 関係情報の掲載

年賀寄附金ホームページ等において関係情報を掲載していますので、ご参照ください。

- ・年賀寄附金ホームページ（<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>）
- ・郵便CSRブログ（<http://blog.post.japanpost.jp/csr/>）

(2) お問い合わせの多い質問と回答の掲載

お問い合わせの多い質問と回答を掲載していますので、お問い合わせいただく前にご参照ください。

- ・年賀寄附金Q & A（<http://blog.post.japanpost.jp/csr/2012/06/120620qa.html>）

(3) お問い合わせ及び申請相談

年賀寄附金ホームページに「お問い合わせ用フォーマット」を用意しております。必要事項を入力の上、ご照会ください。後日、メールにより回答いたします。

- ・年賀寄附金に関するお問い合わせ
（https://www.post.japanpost.jp/question/contact_us/csrmall.html）
- ・電話でのお問い合わせはお急ぎの場合のみ、次へご連絡ください。

年賀寄附金事務局 03-3504-4401（平日 10:00～12:00 及び 13:00～17:00）

15. その他ご注意

(1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書に記載されている実施責任者に連絡させていただく場合があります。

(2) 申請書類等は返却いたしませんので、写しを保管してください。

(3) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承ください。

以 上

配分事業の流れ（予定）

配分申請事業の検討・
配分申請書の作成・
大臣又は都道府県知事
の意見書の入手

配分申請書の提出

受付確認葉書の受領

審 査
〔審査委員会の審査、
日本郵便株式会社決定〕

総務省への認可申請

〔情報通信行政・郵政
行政審議会諮問答申〕
総務大臣から認可

配分団体の決定通知

実施計画書の提出

- (1) この配分申請要領をよくお読みいただき、申請に必要な配分申請書を入手してください。
- (2) 団体の活動内容に照らして申請する内容を検討していただき、この配分申請要領に記載された条件、審査に当たって重点考慮される事項等を踏まえて、配分申請書を作成してください。

申請に必要な書類をそろえて、申請書類を折らずに入る封筒をご使用いただき特定記録郵便又は簡易書留郵便にてお送りください。受付期間は平成 25 年 9 月 17 日（火）から、平成 25 年 11 月 15 日（金）（当日消印有効）までです。
消印が平成 25 年 11 月 16 日（土）以降の応募については、理由にかかわらず受理いたしません。

事務局は、申請書類を確認の上、同封いただいた「葉書」に申請書類を受け付けた旨の表示をして送付いたします。
平成 25 年 11 月 29 日（金）までに「受付確認葉書」が届かない場合には事務局へお問い合わせください。

平成 25 年 12 月～
平成 26 年 2 月中旬

配分事業の実施

配分決定通知後
～平成 27 年 3 月

2 月下旬

寄附金の送金

各月末
（原則事業の終了月）
※分割して支払場合があります。

3 月下旬

事業完了会計報告書の
提出

配分事業完了月
の翌月末を期限

3 月末日
〔郵便でお知らせする
とともに web サイト
に掲載します〕

自己評価書の提出

平成 27 年 4 月以降

ヒアリング評価
及び実地監査
（抽出した団体）

平成 27 年 10 月頃

※ 太線（）で囲んである事柄は、団体で行っていただくものです。

平成 26 年度 年賀寄附金配分事業 活動分野助成対象経費基準

本資料は、年賀寄附金配分事業のうち、活動・一般プログラム、活動・チャレンジプログラム及び東日本大震災被災者救助・予防（復興）の各分野の活動の経費項目に関する基準等を定めたものです。

上記の３分野・区分の申請を行おうとする団体の方は、下記各項の範囲内で事業内容を検討してください。

【重要事項】

- ・各項目に記載された助成対象経費以外の経費は、申請書の経費内訳に記載できません。
- ・活動・一般プログラム及び活動・チャレンジプログラムについては、活動を行う上での物品等の購入は差し支えありませんが、施設改修又は車両購入に該当するものを活動に含めることはできません。
- ・申請された経費は審査の段階で査定することがあります。
- ・一項目 20 万円以上の経費は複数見積もり、又は入札としていただきます。申請書へは複数見積もりを添付してください。
なお、これには謝金・旅費交通費・会議費・会場借料・賃金は除きます。また、公共的な料金は料金表を添付してください。
- ・団体維持のための経常的経費は対象外です。申請する事業に係る固有の経費のみが対象となります。配分決定後、団体の経常的経費であることが判明した場合は配分金を返還していただきますのでご注意ください。
- ・記載内容については事務局からお問い合わせ・査定等の連絡をすることがあります。

1 謝 金

- ・申請事業において構築された委員会への委員の出席、現地調査、講師のセミナー講演等、原稿執筆者の執筆等への謝金
- ・医師・看護師等専門職の臨時雇用
- ・その他謝金（翻訳・通訳等は「12 雑役務費」に計上してください。）
- ・申請団体の役職員へは謝金は支出できません。ただし、非常勤役員で特に専門性の高い役員への謝金を支払う必要がある時は理由書を添付してください。

2 旅費交通費

- ・講師・委員・事務局員等の会議開催場所・イベント開催場所への移動に要する実費経費、宿泊費実費
- ・駐車場料金、ガソリン代、有料道路料金、他の交通手段の無い場合又は他の交通手段の料金より安価な場合のレンタカー料・タクシー代等
- ・宿泊料金は高価（おおむね 1 万円を上限とします。）でないこと、また、宿泊の場合の食事代は対象外とします（食費込み宿泊費以外の選択肢がない等、食事代を分離できない場合を除きます。）。

3 会議費

- ・会議時の簡素な茶菓及び弁当程度の簡素な食事の購入に要する経費
- ・アルコール類の提供や申請団体スタッフのみの打合せ会合等の経費は対象外です。

4 会場借料

- ・委員会・研修会・イベント等での会場借上料、音響設備使用料等
- ・申請団体が所有する、又は経常的に賃借する施設や事務所の使用料は対象外です。
ただし、団体が有償で貸し出す、又は利用する施設であって、かつ料金表が外部に明示されているものは対象とすることができます。

5 借料損料

- ・物品の借り上げ経費（レンタル料・リース料等）及びこれに伴う運搬経費・設置調整費等

6 印刷製本費

- ・チラシ・ポスター・報告書・封筒等の印刷経費
- ・コピー代、用紙・インク等印刷に係る消耗品
- ・レイアウト・デザイン等費用は印刷製本費
- ・折込広告等の広告作成費等は一括して「8 広告宣伝費」に計上してください。
- ・報告書等の原案作成・原稿執筆経費等は「13 委託費」に計上し、印刷経費を含む報告書作成経費等と記載してください。
- ・個人的執筆は「1 謝金」に計上してください。

7 通信運搬費

- ・助成事業に関する郵送料、電話料、サーバー使用料等、機材等運搬経費（貨物運搬用レンタカー代、駐車場料金、有料道路料金、実際の走行分のガソリン代等）
- ・助成事業以外の費用と混在しており、助成事業分のみが分離できないものは全体を対象外とします。

8 広告宣伝費

- ・イベント等を行う際の周知のためのメディア掲載等の経費
（例）折込広告費、新聞・雑誌等への広告料等（そのための企画料・原稿作成料・印刷経費等含みます。）

9 消耗品費

- ・ 1 件 10 万円未満の機器・材料費
(例) 文具・用紙・記録媒体・封筒購入、10 万円未満のコンピュータソフト、資料用・講習会研修会用教材・書籍、調理実習用材料費等
- ・ 助成事業に使用が限定できない一般の事務用機材や事務用品等は対象外とします。ただし、特に必要とする場合は理由書を添付してください。

10 什器備品費

- ・ 1 件 10 万円を超える機器は什器備品費とします。
- ・ 助成事業に使用が限定できない什器備品、また、団体の経常活動に使用する一般の事務機材等は対象外とします。ただし、特にこのような機材を必要とする場合は理由書を添付してください。

11 賃 金

- ・ 申請事業に実施に必要な臨時雇用者（パート、アルバイト）の賃金及び通勤費
- ・ 申請団体役職員であるが、その者が団体の定常業務を離れて、申請事業に従事する場合には、申請事業に従事する実勤務時間数に対して賃金を計上することができます。これらに関して次のことが記載された資料を用意してください。
 - ① 支給対象者氏名
 - ② 時給額、総勤務時間数、支給総額
 - ③ 申請事業の業務に携わった日時と時間数及び業務内容（業務日誌等）
 - ④ 社会保険料等の団体負担分や通勤費等は、申請事業の勤務時間比率により按分することができます（その際は積算根拠を明らかにしてください）。
なお、通勤費以外の交通費は「2 旅費交通費」に計上してください。
- ・ 時給額は時間当たり 1,000 円程度までとします。また、査定することがあります。

12 雑役務費

- ・ 通訳・翻訳・手話通訳・要約筆記・預かり保育・議事録作成・ピアノ調律等の専門的業務を専門家や専門機関等に依頼する経費
- ・ 雑役務費は査定することがあります。特に市場価格を超えられる場合は理由書を添付してください。

13 委託費

- ・事業の一部を外部に発注するもの。
（例）調査・分析業務、報告書原案の作成、イベントに関する外部委託、コンピュータソフトやホームページ制作、文化財等修復委託費
ただし、申請事業の企画・立案・実行等の全てを外部発注することはできません。

14 その他

- ・上記 1～13 項に該当しない費用
（例）振込手数料、収入印紙等租税公課、イベント参加者の保険料・入場料等
- ・活動・一般プログラムでのカーボン・オフセット・クレジットについては、J-VER、国内クレジット及び J-クレジットの 3 種類とします。その場合、次の項目を申請書の「活動事業費の内訳」に記載してください。
 - ークレジット提供事業者（事業者名、担当者名、連絡先電話番号等）
 - ークレジットについて
 - ・プロジェクト名称、クレジット登録番号、無効化予定時期（年月）
 - ・単価（円／tCO₂e）
 - ・総量（tCO₂e）
 - ・総額（円）

以 上

5 平成24年年賀に付加された寄附金の配分事業の事例（日本郵便（株）提供）

【平成24年年賀の寄附金配分額】

306件 約6億4千万円（確定額）

【配分事業事例】

ア 活動・一般

団体名	特定非営利活動法人 日本コンチネンス協会（東京都杉並区）
事業名	高齢者や障害者のための「排泄の悩み電話相談」強化事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	246万円
事業内容	排泄の悩み電話相談の新たな電話相談員の養成及び既存相談員の資質向上を図るための研修を実施し、質の高い電話相談員を確保するとともに、転送電話システム導入による電話相談体制の整備により、特定の曜日を電話相談日として固定するなどの体制の強化を図った。 また、電話相談に関するチラシ等を作成し、イベント等で配布するなどのPR活動を実施した。 ・電話相談員の増加：5名から28名 ・相談件数の増加：対応件数が前年度の約1.7倍に増加（平成24年度602件（平成23年度354件）） 【転送電話システムについて】 本部にかけられた電話を全国の相談員の自宅に転送できるようにしたシステム。それまでは、相談員が本部に来て受電する方法をとっていたが、転送電話システムを導入したことにより、相談員が在宅で相談電話を受電することができるようになった。 <pre> graph LR A[相談者] -- 相談電話 --> B[本部] B -- 転送 --> C[相談員] </pre>
参考写真	

イ 活動・チャレンジ

団体名	特定非営利活動法人 ナチュラルス（北海道函館市）
事業名	子どもたちの郷土愛を深める教育プロジェクト事業
事業種別	青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
配分額	50万円
事業内容	郷土愛を深めるという教育目的を達成するために、函館の街並みの特徴の一つであるレンガ建造物をモチーフに、オリジナルのミニチュアレンガの家を作る「Xmas☆ぷちレンガ☆サンタのおうち」というアート活動を実施。 参加した小中学生らに楽しみながら街に興味を抱かせ、同時に歴史や文化を教え、街の知識と価値を学び郷土愛を育む教育成果を挙げた。 特に作品の発表の場があることで、小中学生らの制作意欲向上にも繋がった。 ・「Xmas☆ぷちレンガ☆サンタのおうち」4回開催・参加者計70名 ・「Xmas☆ぷちレンガ☆サンタのおうち作品展」平成24年12月10～12月25日開催 来場者約800名（来場者は、小中学生らの家族や訪れた観光客など）
参考写真	

ウ 施設改修

団体名	特定非営利活動法人 おのえくら 尾上蔵 保存利活用促進会（青森県 ひらかわし 平川市）
事業名	文化財保護を目的とする農家蔵保存改修事業
事業種別	文化財の保護を行う事業
配分額	470万円
事業内容	平川市 かなや 金屋 地区に古くからある文化及び地域資源でもある農村景観を維持・保全するため、国登録有形文化財農家蔵の老朽化による壁の亀裂や屋根などの改修工事を実施。施設改修により、文化遺産として後世に残すための補強を施すことができた。 ・平成25年度教育旅行受入見込み：3,250名（22年度：2,000名）
参考写真	

エ 機器購入

団体名	社会福祉法人 くろまつない 黒松内 つくし園（北海道 くろまつないちやう 黒松内町）
事業名	養護老人ホーム及び除雪ボランティアのための除雪機購入事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	164万円
事業内容	養護老人ホームでの除雪や在宅の老人世帯の除雪ボランティア事業において使用する除雪機の作業効率が悪く、故障が頻繁に起きるため、新たな除雪機を購入。養護老人ホーム及び在宅老人宅・神社境内の除雪等に使用。従前の除雪機では自走ができなかったが、新たな除雪機ではそれができるようになり、除雪作業の効率化に繋がった。 更改前の除雪機では、故障・修理のため作業が中断することがあったが、新たな除雪機を購入したことで、それが解消したことにより、作業時間の短縮に繋がり、効率的に作業ができるようになった。 ・降雪期は毎日使用（降雪状況により1日2～4回程度）
参考写真	

オ 車両購入

団体名	社会福祉法人 あやちよう 綾町 社会福祉協議会（宮崎県 あやちよう 綾町）
事業名	送迎用車両の更改事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	227万円
事業内容	綾町社会福祉協議会は、町民の皆さまの協力を得ながら地域福祉活動を行っているところ。 今般、町民による地域福祉活動、ケアハウス入居者及び児童館利用の児童等の外出を安全・快適に利用するために車両の更改を実施。車両は、ボランティア団体活動や高齢者の地域での交流会にも活用し、地域福祉の増進に役立てている。 更改した車両は、利用者が乗降しやすいように手すり等が設置されており、また、全席3点式シートベルトにより、さらに安全面も向上。 ・15日／月 使用 ・使用エリアは宮崎県内
参考写真	

カ 東日本大震災の被災者救助・予防（復興）

団体名	公益財団法人 理想教育財団（東京都港区）
事業名	東日本大震災被災小中学校に対する図書教材寄贈事業
事業種別	被災者の救助又はその予防（復興）を目的とする事業
配分額	500万円
事業内容	8地区（岩手県：陸前高田市・宮古市・山田町・大槌町、宮城県：石巻市・気仙沼市・南三陸町・女川町）の公立小中学校99校に対し、1校につき10万円を目安として、各校から授業に必要な図書・教材の要望を受け、地元の業者から調達して各校に寄贈。 ・寄贈図書・教材：約3,000冊（セット） 当初3地区78校を想定していたが、対象地域を増やし8地区99校に実施することができた。
参考写真	 The photographs show the results of the book donation project. The top left image shows large stacks of colorful children's books and textbooks. The top right image shows a row of books neatly placed on a wooden shelf. The bottom image is a close-up of three white labels with Japanese text, each indicating a donation from the Ideal Education Foundation, dated June 2012 (Heisei 24).

6 関係法令条文

○お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）

第二条 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 発行の数
- 二 販売期間
- 三 くじ引の期日
- 四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数
- 五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続

（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

- 一 社会福祉の増進を目的とする事業
- 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- 六 文化財の保護を行う事業
- 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- 八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- 十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがつて広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

- 一 寄附目的
- 二 発行の数
- 三 販売期間
- 四 付加される寄附金の額

- 4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。

(寄附の委託)

第六条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。

(寄附金の処理等)

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

- 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。
- 3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。
- 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。
- 5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。

第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。

（寄附金の経理等）

第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。

2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。

第十条 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。

（協議等）

第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

（政令への委任）

第十二条 この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

○お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和33年政令第279号）

（寄附金の配分を受けようとする団体の公募）

第一条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。

（審議会等で政令で定めるもの）

第四条 法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。